

現場説明事項・施工条件明示事項

工事の実施にあたっては、「長野県土木工事共通仕様書（建設部）（以下、「共通仕様書」という。）」、「長野県土木工事施工管理基準（建設部）（以下、「施工管理基準」という。）」、「土木工事現場必携（長野県）」、「建設工事設計変更ガイドライン（千曲市）」、「工事一時中止に係るガイドライン（長野県）（以下、「一時中止ガイドライン」という。）」及びその他指定された図書の記載事項、かつ以下の事項について施工条件とする。

「§1 現場説明事項」及び「§2 特記仕様書」は、それぞれ長野県土木工事共通仕様書で定義される「現場説明書」及び「特記仕様書」と同様の位置付けである。

§1 現場説明事項

1 工事内容

(1) 工事名称及び概要

工事名称及び概要は閲覧設計書に記載のとおり。

(2) 工事関連資料

本工事箇所に関連する測量・設計委託の成果資料、及び地質調査等の報告資料は閲覧が可能である。また、契約後は貸与も可能である。

(3) コスト縮減

常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努めること。

(4) 新技術・新工法・特許工法の指定

使用場所	工法	施工条件

(5) 架設工法の指定

架設工	施工方法	施工条件

(6) 橋梁製作工

~~橋梁の製作工（高欄、伸縮装置、支承等の付属施設を除く）については、自社工場において製作して管理を行うこと。~~

(7) 週休2日工事

①発注者指定型週休2日工事

本工事は発注者指定型週休2日工事の対象工事である。「週休2日工事实施要領」に従い取り組むものとする。~~ただし、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日は、週休2日の取組みを実施する期間から除くものとする。また、工事契約後、週休2日対象期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。~~

(参考)「週休2日工事实施要領」

https://www.city.chikuma.lg.jp/soshiki/kanzaikeiyaku/nyusatsu_keiyaku/kensetu/osirase/8789.html

②施工者希望型週休2日工事

~~本工事は施工者希望型週休2日工事の対象工事である。週休2日の実施を希望する場合は、「週休2日工事实施要領」に従い取り組むものとする。ただし、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日は、週休2日の取組みを実施する期間から除くものとする。また、工事契約後、週休2日対象期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。~~

—(参考)「週休2日工事実施要領」

https://www.city.chikuma.lg.jp/soshiki/kanzaikouyaku/nyusatsu_keiyaku/kensetu/osirase/8789.html

(8) 歩掛条件

(全・一部) 工種について下記条件により積算を行っている。

本工事の積算に使用している積算基準は、下記のとおりである。

- ・「令和6年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する積算基準図書(長野県建設部)」
- ・「令和6年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する積算基準対照表(長野県建設部)」

2 工期関係

工期は令和9年3月19日までとする。

3 工事工程関係

(1) 現場の制約・条件

施工期間及び施工方法等について下記の制約・条件があるため、事前に工程の調整を行うこと。

制約事項	位置等	制約条件・内容
出水期	全工区	機器の納期について12カ月程度が想定されるため、既設設備が使用不可となる機器の更新や撤去は令和8年11月1日から令和9年3月19日の間とする。

(保安林解除申請・埋蔵文化財事前調査・自然公園法施行承認申請・工事自粛期間・JR近接工事等)

(2) 地元・関係機関との協議

着工に当たって、下記の協議を関係機関及び地元住民と行うこと。

関係機関等	協議事項	内容	時期
千曲坂城消防本部	消防法届出	自家発電機再設置に伴う届出	令和7年11月～
中部電力パワーグリッド(株)	受電容量	受電容量に関する協議	令和7年11月～

(地元耕作者・地区・水路管理者・公共機関・ライフライン事業者・JR等)

※なお、協議結果は施工計画書又は工事打合せ簿(様式任意)に記載し提出すること。

(3) ~~近接・競合工事~~

~~本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、受注者間相互の連絡調整を密にして、その内容を監督員に報告して施工すること。~~

発注者	工事名	工期・工事内容等	影響箇所	備考
	工区	令和 年 月 日		

(4) ~~安全協議会~~

~~当該工区においては、安全協議会を設立し工事連絡調整を行っているので、これに加盟し、事業全体の進捗調整に協力すること。~~

(5) ~~部分供用~~

~~下記箇所(区間)については部分供用を予定しているため、これに合わせ工程を調整すること。~~

部分供用場所	時期	条件
No ～	令和 年 月 日から	

4 施工計画

(1) 施工計画書

- ・ 共通仕様書 1-1-1-6 (施工計画書)に基づき、設計図書、及び現場条件等を考慮し、現場で

の工事等の着手前に「施工計画書」を作成し提出すること。

- ・ 施工計画書の作成にあたっては、「土木工事現場必携（長野県）」を参考とすること。
- ・ 工事内容に重要な変更が生じた場合（変更内容指示時点または変更契約時点）は、「変更施工計画書」（当初施工計画書を修正）を当該工事着手前に作成し、提出すること。
- ・ 出水期に河道内で工事を行う場合は、治水上の安全を確保するための対策を施工計画書に明記し提出すること。（長野県土木事業設計基準 第8編河川事業 8-参-2を参照）

(2) 施工体制に関する事項

受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。

特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、すべての下請について加入状況の確認を行うこと。

施工体制の適正な確保に関して作成する書類は、施工計画書に添付することとするが、別途提出としても差し支えない。

【施工体制に係る工事書類等】

- ① 「施工体制台帳」、「施工体系図」
- ② すべての下請契約書の「写」（下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）
※工事書類簡素化ガイドライン（R7.4適用）に基づき、施工体制台帳の添付書類として下請契約書写しを提出
- ③ 主任技術者（監理技術者）の資格証等の写し及び保険証
※工事書類簡素化ガイドライン（R7.4適用）に基づき、現場代理人等通知書に添付した場合は提出不要

注）施工体制台帳作成対象としての下請負人の判断

事 例	施工体制台帳記載の有無 下請負人に関する事項、再下請通知書、 下請契約書写、施工体系図を含む	主任（監理）技術者の配置の有無
交通誘導警備員	台帳作成不要 契約書写しを添付し、提出	指定路線は資格者必要
産業廃棄物処理業者 （収集運搬業・処分業）	台帳作成不要 契約書写しを添付し、提出	
ダンプ運搬（運搬のみ）	台帳作成不要 契約書写しを添付し、提出	
立木の伐採（伐採のみ。伐根、集積、積込を含まない）	台帳作成不要 契約書写しを添付し、提出	
1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工・労務のみ単価契約の請負契約	業者間の契約が建設工事である場合は請負契約のため台帳作成	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要
クレーン作業、コンクリートポンプ打設等、日々の単価契約で行っている場合	日々の単価契約であっても請負契約に該当するため、台帳作成を必要とする。	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要
クレーン等の重機ホークを機械と一緒にリース会社から借り上げる場合	台帳を作成する	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要

(3) 関係機関への届出等

- ・ 労働基準監督署への「建設工事計画届」、「機械等設置変更届」
- ・ 公安委員会への「道路使用許可申請」
- ・ 千曲市道路河川課への「道路通行制限願」
- ・ 河川内作業における漁協との工事打合せ簿等の「写」

5 用地・補償・支障物関係

(1) 未買収地

本工事に必要な用地のうち一部未買収地は下記のとおり。買収次第発注者から通知をする予定。

未買収地位置	面積	特記事項

本工事施工に伴う排水については、関係法令を遵守し、自然環境等へ悪影響を及ぼす事のないよう沈殿処理・PH管理等、適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。

対策項目	処理施設	処理条件	特記事項
濁水対策			
湧水対策			

(5) 第三者災害への対応

本工事の一部区間においては、施工に伴い第三者に何らかの影響を及ぼす事が懸念されるため、下記の調査費を計上している。それぞれの特記仕様書により実施し、その結果を報告すること。

なお、現地の状況等により調査範囲の変更の必要性が認められた時は、監督員に協議のうえ実施すること。

調査項目	調査数量・範囲	仕様
家屋調査(事前)	軒	家屋事前調査業務標準仕様書
地下水観測	箇所	特記仕様
騒音調査	No ～ 間	特記仕様
振動調査	No ～ 間	特記仕様
地盤沈下調査	No ～ 間	特記仕様
電波障害	No ～ 間	特記仕様

特に、住宅近接地域での騒音・振動等及び水田や畑への排水の流出等については、公害防止対策を事前に十分検討すると共に、問題が生じた場合は速やかに対処すること。

地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないように掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は、公衆災害防止処置を直ちに講じると共に速やかに監督員に報告し、その後の対応にあたること。

現場周辺の井戸は、位置を確認し監督員と協議のうえ、必要に応じ水質の監視を行うこと。これは設計変更の対象とする。

7 安全対策関係

(1) 安全教育・研修・訓練

- ・ 工事現場では、共通仕様書 1-1-1-38 に基づき労働災害及び公衆災害防止に努めると共に、作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行うこと。
- ・ 安全教育等は工事期間中月 1 回(半日)以上を実施し、この結果を記録するほか、工事写真等に整理・保管し、監督員等に求められた際は、提示すること。

(2) 安全施設

現場出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い施錠が可能な構造とすること。

(3) 交通管理

① 交通誘導警備員

- ・ 近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に変更が生じた場合や当初設計で予定している施工方法に対して違う施行方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。
- ・ 受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第 4 条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。
- ・ (国)〇〇号においては、長野県公安委員会告示第 19 号(平成 27 年 7 月 2 日)により交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上の 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員を配置して実施すること。

② 交通安全施設

- ・ 仮設ヤード回りは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること
- ・ 車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れのある場合は、ガードレール・視線誘導板・回転燈等を設置すると共に、特に夜間の安全対策に配慮すること。

③ 交通規制

- ・規制箇所は袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。
- また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法とすること。

(4) 架空線等上空施設一般

- ・ 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認すること。
- ・ 建設機械等のブーム等により接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。実施内容については施工計画書に記載すること。
 - ① 架空線等上空施設への防護カバーの設置。
 - ② 工事現場の出入り口等における高さ制限措置の設置
 - ③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
 - ④ 建設機械のブーム等の旋回・立入禁止区域等の設定
- ・ 前項①の設置を架空線等管理者に依頼し、費用が生じる場合は、あらかじめ監督員等に現場状況等の確認を請求すること。確認の結果、必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

(5) 掘削法面

- ・ ~~斜面下部を切土する場合は、切土施工単位 10～20m を原則とするが、現場の状況で、これによりがたい場合は必要な安全対策を講じるとともに、切土面を長時間放置することがないようにすること。~~
- ・ ~~「斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン」等（主本工事現場必携（長野県）参考）により必要な対策を講ずること。~~
- ・ ~~現場内には、雨量計を設置のこと（簡易なものでも可）。~~
- ・ ~~掘削法面上部は定期的に点検し、クラックの発生等、地山の状態を常に把握しておくと共に、いつ崩壊があっても退避できる体制を取っておくこと。特に掘削高さ 10m 以上の法面下の工事、地すべり崩壊地滑落崖下等の工事では十分注意すること。~~

(6) 土石流対策・急傾斜地崩壊対策・地すべり対策・雪崩対策関係、その他工事

- ・ ~~「砂防等工事における安全の確保について」（平成 11 年 3 月主本部砂防課資料）により、現場状況・工事内容を踏まえた安全対策を検討し、「施工計画書」で避難訓練、避難場所・経路等を含めた警戒避難体制及び安全対策を協議、実施すること。~~
- ・ ~~斜面崩壊、有害ガス・酸素欠乏等の対策として、下表の設備（各種センサー類及び換気設備等を安全費に計上している。なお、現地に即すための仕様変更やそのほかに設置が必要となる設備の費用は、協議のうえ設計変更の対象とする。）~~

各種センサー類及び換気設備等	設置場所	設置期間	備考

~~〔参考〕~~

1) 建設現場における警戒避難雨量の設定

- ・ ~~河川内工事、またそれ以外の工事においても出水や土石流による被災が予想される箇所については、雨量計及び長野県河川砂防情報ステーション~~
- ・ ~~（ホームページアドレス <http://www.sabo-nagano.jp/dps>）等による気象情報を入手するとともに、警戒避難雨量を設定し、現場内の安全に万全を期すこととすること。~~
- ・ ~~【警戒避難雨量例：連続雨量 75mm、24 時間雨量 60mm、1 時間雨量 15mm】~~
- ・ ~~※上記雨量は標準的な基準値であり、各現場毎条件を勘案し、必要な場合は別途基準雨量を設定して対応すること。~~
- ・ ~~連続雨量とは降雨中断が 24 時間以内の総雨量をいう。~~
- ・ ~~雨量が各警戒避難雨量に該当したら、工事を中断し避難をすること。~~
- ・ ~~降雨等により、地すべりや土石流の発生が予想され避難するときは、下流住民にもその旨を周知徹底すること。~~

2) 土石流に対する安全対策

河川内工事、またはそれ以外の工事においても、土石流の達する恐れのある現場では共通仕様書 1-1-1-37 の 17 の規定に基づき、工事内容を踏まえた安全対策等を検討し、施工計画書に記載すること。特に、下記の項目について、施工計画書に記載すること。

なお、安全対策に別途必要となる費用は協議により設計変更の対象とする。

【現場の状況】

項目	調査数量	流域の状況
1 溪流調査	溪流勾配が15°以上となる地点及び最急溪床勾配	
2 溪床状況	土砂の状況	
3 流量面積	溪床勾配15°地点より上流の流域面積 (発生流域面積)	
4 土石流	過去に発生した土石流、崩壊の有無	
5 亀裂・滑落崖	新しい亀裂、滑落害の有無	

3) 降積雪期の建設工事における安全確保

工事期間が冬期間の施工である現場においては、降積雪期であるため、雪崩、土石流の発生が予想される。そのため、下記事項に留意する他、「雪崩等災害防止対策要領（案）」、「積雪期における土木工事安全施工技術指針（案）」により工事の安全対策等を検討し、施工計画書に記載すること。

- ・雪崩、土石流等に対する安全対策の点検。
- ・積雪深、融雪量、気温等の観測及び大雪、雪崩注意報等の気象状況の把握。
- ・作業着手前、作業中の安全巡視。
- ・気象変化時における安全パトロールの実施。必要に応じた見張員の配置。
- ・警戒避難雨量基準等に基づく工事中止の徹底。

8 仮設工関係

(1) 工事用道路

公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理及び安全管理を十分に行い、事故や苦情の原因とならないようにすること。また、使用中に道路及び付属施設を破損した時は、受注者の責任において速やかに原形復旧すること。

(2) 仮設工設置期間

仮設工は撤去を原則とするが、仮設土留工・仮橋・足場等のうち、次表（設計書）に明示した部分は撤去しなくても良いこととする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えると認められることが判明した場合は、撤去方法について協議をすること。

受注者に起因する工期延長等に伴う仮設材の費用は、原則として設計変更しない。

仮設工	内容	期間	条件等

本工事の足場については、原則として平成 21 年 3 月 2 日付け厚生労働省令第 23 号にて厚生労働省から公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」による、手すり先行工法を採用するものとする。

(参考)「手すり先行工法に関するガイドライン」

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-50/hor1-50-15-1-3.pdf>

(3) 任意仮設

発注者が想定している任意仮設については、閲覧設計書、参考図に示したとおり。

受注者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには、変更の対象とする。

(4) 指定仮設

指定仮設については、図面、数量総括表及び閲覧設計書に示したとおり。

~~(5) 附帯工~~

~~附帯工の範囲は管理者との立会・協議により決定する。~~

9 使用材料関係

(1) 材料の承認

- ・ 工事で使用する材料は、長野県土木工事共通仕様書材料編第2節「4. 見本・品質証明資料」により「材料承認願」で確認を受けなければならないが、一括承認済の資材等については確認は不要である。

(2) 生コンクリート

- ・ 使用材料の品質管理のため、配合計画書の内容を確認し、使用するまでに監督員等に提出し、確認を受けること。
- ・ 水セメント比について明記のない場合は、下記のとおりとする。

＜鉄筋コンクリート＞ W/C=55%以下

＜無筋コンクリート＞ W/C=60%以下

~~(3) アスファルトコンクリート~~

- ~~・ 基準密度等の品質管理のために、使用前に配合報告書を提出し、確認を受けること。~~
- ~~・ 材料について明記のない場合は、「再生加熱アスファルト混合物の利用基準（土木工事現場必携（長野県））」によるものとし事前に使用材料の確認を受けなければならない。~~
- ~~・ 再生加熱アスファルト混合物は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、リサイクル材配合率は、50%以下とし、含有率(%、重量比)を記載した、「再生加熱アスファルト混合物 材料承認申請 提出表」を提出すること。~~

~~(4) クラッシャーラン~~

- ~~・ 材料について特記のない場合は、「再生砕石等の利用基準（土木工事現場必携（長野県））」によるものとし、使用前に使用材料の確認を受けなければならない。~~
- ~~・ 再路盤材に使用する再生砕石(RC-40)は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、所要の品質を得るため必要に応じて加える補足材は、必要最小限度とし、含有率(%、重量比)を記載した「再生砕石等 材料承認申請 提出表」を使用前に提出し、確認を受けること。~~

~~(5) 県産木材~~

- ~~・ 工事に使用する木材は原則として県産木材を使用することとし、共通仕様書材料編2-2-4-1により、取り組みを推進するものとする。施工計画書提出時に、県産木材の素材供給段階における長野県産土木用材産地証明書発行基準（別紙-4）に基づく産地証明書等により監督員の確認を受けること。また、しゅん工書類に産地証明書等を添付すること。~~
- ~~・ 供給困難等の理由により、県産木材を使用できない場合は別途協議とする。~~

~~(6) 県内産資材~~

- ~~・ 県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、建設資材の県内産優先使用に関する規定、共通仕様書材料編2-2-13-5により、工事材料の選定にあたっては、県内産資材で規格・品質等を満たす材料を優先使用する取り組みを推進するものとする。~~
 - ~~① 県内産資材の優先使用に努めること~~
 - ~~② 工所用資材の調達を極力県内取り扱い業者から購入すること~~
 - ~~③ 県外産資材を使用する場合は、「県外産資材使用報告書」を提出すること~~
- ~~・ 必要に応じて理由が確認できる資料を添付すること。~~

(7) その他

- ・ 生コンクリート及びアスファルトの単価については、当初設計では夜間割り増しを見込んでいないが、プラントとの打ち合わせにより協議のこと。

10 発生土・廃棄物・再生資源関係

共通仕様書1-1-1-24第3項に規定される、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること

(1) 建設副産物の処理に関する事項

- ・ 本工事は建設リサイクル法対象工事であり、契約締結前に法第12条第1項の規定に基づいて、発注者に対し説明書の提出をもって事前説明を行うこと（様式は土木工事現場必携（長野県）参照）。
- ・ 本工事において生じる建設発生土及び産業廃棄物等の処分は、下記の条件を想定して処分費・運搬費を計上している。
- ・ 建設副産物処理費は、施設毎の処理費と運搬費の合計が最も経済的な処理施設を選定している。また、受注者においても、建設リサイクル法第5条の主旨に準じ建設副産物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めること。
- ・ 建設資材廃棄物は、建設リサイクル法9条に則りその種類ごとに分別すること。
- ・ 発生物のうち ~~—~~ は、本工事の ~~—~~ に使用するもので、施工方法等を協議すること。
また、発生物のうち ~~—~~ は、他工区に使用するため現場内で引渡すので関係者や外部進入者等に危険とならないように保管すること。
- ・ 工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、受注者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有し、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、「(5) 建設副産物の運搬・処理」によるが、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認及び、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われることを確認する措置等について、施工計画に定めること。

(2) ~~建設発生主に関する事項~~

引渡場所・仮置場所	処分方法	特記事項

~~※上記の搬出先について、~~

- ①原則として変更しない。なお、発注時点で想定していないやむを得ない事情等により、搬出先が変更となった場合は、設計変更の対象とする。
- ②盛土規制法の許可等の手続きを完了した搬出先である。
- ③公告時点は上記①及び②のとおりだが、契約後に搬出先を変更する場合は、変更後の搬出先における盛土規制法の許可等で必要となる手続きを改めて確認する必要がある。

(3) 特定建設資材に関する事項（建設リサイクル法）

- ・ 受注者は発注者から「通知書」の「写」を受け取ること。
- ・ 受注者は下請負がある場合、下請負業者に対し、「通知書」の「写」を添付して「告知書」にて告知すること。
- ・ 再資源化等が完了した時は、発注者に「再資源化等報告書」にて竣工時に報告すること。

種 別	処理場名	備考
アスファルトコンクリート塊		
セメントコンクリート塊	無筋	長石石産(株) - 千曲市大字屋代
	鉄筋	米山建材(株)更埴リサイクルクリンセンター - 千曲市大字屋代
	二次製品	
建設資材木材		

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※排出する対象物が設計寸法と異なる場合は、発注者と協議すること。その際、寸法等を確認できる資料を提出すること。

(4) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針 H22 環境省）

- ・ 産業廃棄物の処理に関する設計条件は下表のとおりである。

種 別	処理場名	備考
木くず(抜根・伐採材)		
汚 泥		

~~※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。~~

※積算に用いる木くず処理量の体積 ~~—~~ 重量換算は、実施設計単価表に記載される換算係数を用

いる。なお、体積(m³)での確認となる場合は、体積を確認できるよう1台毎写真管理すること。

種 別	処分条件	備考
その他（工業用雑品）		
その他（金属くず）		

(5) 建設副産物の処理

- ・建設副産物を産業廃棄物として運搬・処分業者に委託する場合は、廃棄物処理法に基づく委託基準に従い、書面による委託契約を締結すること。
- ・廃棄物の運搬・処分を業とする「許可証」を確認し、その「写」を委託契約書に添付すること。
- ・下請負業者が産業廃棄物の運搬・処分を行う場合でも、下請負契約とは別に委託契約を締結すること。
- ・「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」により適切に運搬・処分されているか確認を行うこと。土木工事現場必携を参照し、廃棄物種類ごとの集計表をしゅん工書類に添付すること。
- ・受注者は施工計画書に以下の事項を記載する。

処理方法※	1 再資源化	2 破碎処理	3 焼却処理	4 埋立処分場	5 その他
処分先 (処理業者)	業者名				
	住所				
運搬委託先 (委託の場合)	業者名				
	住所				
その他	資源化の 方法など				

(施工計画提出時に必要な書類等)

- ・処理先の許可書の写し及び収集運搬業者の許可書の写し（収集運搬を委託する場合）
- ・処理業者の所在地及び計画運搬ルート

(6) 再生資源の利用促進

- ・工事目的物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。また再資源化施設の活用を図ることにより、再生資源の利用を促進すること。
- ・再生資源の利用促進への取り組み方針、再生資材により設計されている工事材料の選定、施工等、及び、工事に使用する再生資材の選定、施工等について施工計画に定めること。
- ・受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合には、土壌汚染対策法等の手続確認等や搬出先の確認等を行い、確認結果票に確認結果を記録すること。
(詳細は、土木工事現場必携（R6.10.1）共12を参照のこと）
- ・受注者は、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、搬出先に対し土砂受領書の交付を求めること。また、搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合には、次の①～④の場合を除き、最終搬出先まで確認を行うこと。（詳細は、土木工事現場必携（R6.10.1）共12を参照のこと）
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - ④ 土砂処分場（盛土利用等し、再搬出ししないもの）
- ・信州リサイクル製品の率先利用に努めること

(7) 再生資源利用等実施書の提出

- ・受注者は、施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」・「確認結果票」を作成し、発注者へ提出、説明のうえ公衆の見えやすい場所へ掲示すること。
- ・再資源化等報告書に、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」を添付し提出すること。
(COBRISで作成した場合は、実施書の提出は不要)
- ・提出様式は、原則としてCOBRIS（建設副産物情報交換システム、通称コブリス）を利用し作成すること。これにより難しい場合は監督員との協議により、「建設リサイクル報告様式(EXCEL)」によることも可能とする。
- ・対象は「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)」による。

~~（参考）「再生資源利用計画書等の提出について（長野県）」~~

~~<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/saiseishoigen.html>~~

(8) 処分量の確認

建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の提示を求められた場合は応じなければならない。

1-1 薬液注入関係

(1) 薬液注入工

~~調査地点・地下水位・地質等に著しい変動がある場合を除き、原則として設計変更しない。~~

~~〔観測井の本数〕~~

	ボーリング長 (m)						
	H—m	H—m	H—m	H—m	H—m	H—m	H—m
設置本数	—本	—本	—本	—本	—本	—本	—本
撤去本数	—本	—本	—本	—本	—本	—本	—本

~~〔水質調査〕~~

水質調査	試験項目	分析回数	備考
	Ph	—回	
過マンガン酸消費量	—回		

(2) 工事の留意事項及び施工計画書への記載

~~特に下記について、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう入念な施工管理を行うこと。~~

- ~~・薬液注入プラントからの流出防止対策~~
- ~~・プラント洗浄液の流出防止及び中和対策~~
- ~~・路面からの流出防止対策~~

~~以上の対策の具体的内容については、施工計画書に記載すること。~~

1-2 品質・技術管理関係

(1) 建設資材の品質記録

発注者が指定した土木構造物の建設材料については建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。

(2) コリنزへの登録

- ・請負代金額 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス (CORINS・一般財団法人日本建設情報総合センター) を活用し、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、直ちに登録を行うこと。
- ・受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- ・完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- ・登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- ・訂正時は適宜登録をする。
- ・上記以外は共通仕様書 1-1-1-7 を参照。

(3) 建設資材の試験

コンクリート圧縮試験及び鉄筋引張試験等は、原則として公益財団法人長野県建設技術センター試験所にて行うこと。

また、コンクリートの供試体には、受注者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインした供試体確認版を入れること。なお、供試体確認版は、「QC版」と「品質証明シール」から選択できるものとする。

(4) コンクリートの品質管理

① コンクリート担当技術者の配置

- ・ 50m³以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示すること。
- ・ 同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能である。また、現場代理人が主任技

術者の資格を有する場合は兼務が可能である。

②責任分界点からの品質管理

受注者は、責任分界点から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託する場合は、その全てに立会うこと。

③コンクリート品質管理基準

コンクリートの品質管理は「施工管理基準」によるものとするが、コンクリートの打設量が50m³以下の場合については、施工時の圧縮強度試験、スランプ試験、空気量測定回数は次のとおりとする。

試験名	工種	コンクリート種類	回数	特記事項
スランプ				
空気量				
塩化物総量				
圧縮強度				
その他				

④レディーミクストコンクリート納入書

- レディーミクストコンクリート納入書は、監督員等の求めに応じて提示すること。また、しゅん工検査時に提示すること。
- レディーミクストコンクリート納入書には、荷卸し地点到着時間及び打設完了時間を記入すること。

⑤コンクリートの養生

発熱等によるひび割れ防止のため、「共通仕様書」の規定に従い、散水養生等を適切におこなうこと。

(5) 管理図または度数表・ヒストグラム

出来形及び品質管理について、管理図または度数表・ヒストグラムを作成し、竣工書類に添付すること。

(6) 六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験

~~【参照(国土交通省ホームページ) : <http://www.mlit.go.jp/tcc/kankyou/kuromu.html>】~~

~~本工事は、「六価クロム溶出試験」及び「タンクリーチング試験」の対象工事であり、下表のとおり試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。~~

試験名	対象工種名	検体数
六価クロム溶出試験		
タンクリーチング試験		

~~なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」によるものとする。~~

~~また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。~~

1.3 ワンデーレスポンス

- この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
- 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するなど、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することである。ただし、即日回答が困難な場合は、回答が必要な期限を受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなどの回答を「その日のうち」にすること。また、受注者は計画工程表の提出にあたり、工事の進捗状況等を把握できる工程管理の方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

1.4 その他

(1) 各種調査・試験への協力

共通仕様書 1-1-1-18 に基づき、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う下記の調査・試験等に対して、請負者は協力すること。

①公共事業労務費調査

受注者は正確な調査が行えるように、労働基準法に従い就業規則を作成すると共に、賃金台帳を調整・保存する等、雇用している現場労働者の賃金・時間管理を適切に行うこと。

また、工事の一部を下請負契約する場合、当該下請負工事の受注者も同様の義務を負う旨を定めること。

②諸経費動向調査

③施工合理化調査（歩掛実態調査）

④施工形態動向調査

調査対象になった工種には、発注者から通知すると共に、技術管理費に当該調査に関わる調査費用を計上する。

(2) 構造改善

建設現場における福祉の改善や労働時間の短縮、又は建設産業への理解を深める事業の実施などの構造改善対策にも配慮すること。

(3) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除

① 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届けること。

② 暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出すること。

③ 不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力すること。

④ 不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の要請を行うこと。

(4) 遵守事項

「指導事項」（別紙－3）を遵守すること。

(5) しゅん工検査における複数検査員及び複数日検査への協力

しゅん工検査において、検査補助員を配する検査あるいは複数日の検査となる場合は、検査に協力すること。

(6) 抜き打ち検査

建設工事の抜き打ち検査が実施された場合、受注者は受検体制を含め検査員の指示に従うこと。

(7) 指導監査

施工途中において指導監査を実施する場合、受注者は受検体制を含め検査員の指示に従うこと。

(8) 不正軽油撲滅対策

軽油を燃料とする車両及び建設機械等には、ガソリンスタンド等で販売されている適正な軽油を使用すること。

県庁税務課及び各県税事務所がおこなう燃料の抜き取り調査等に協力すること。

(9) 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

法定外の労災保険への付保状況について、受注者は保険契約の証券又はこれに代わるものにより、監督員の確認を受けなければならない。

1 5 注意事項

(1) 変更請負額

設計変更に伴い算出する請負額は、次式により算出する。

$(\text{変更請負額(税抜)}) = (\text{変更設計額(税抜)}) \times (\text{請負額(税抜)}) / (\text{設計額(税抜)})$ (万円未満切捨て)

(2) 工事書類簡素化ガイドライン

共通仕様書 1-1-1-27 に定める工事しゅん工書類に関して簡素化出来るものについては、「工事書類簡素化ガイドライン」によることとする。

(3) 電子納品

電子納品にあたっては、「電子納品に係る実施要領（千曲市）」によるものとする。

16 創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、別紙-1「創意工夫・社会性に関する実施状況」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはA4版とする。

17 工事現場の環境改善について

(1) 目的

~~工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。~~

(2) 現場環境改善の実施内容について

~~① 現場環境改善費が率計上されている場合は、別紙6「現場環境改善費実施計画表」に基づき、現場着手前までに受発注者協議により決定するものとする。~~

~~決定する際は、「現場環境改善費実施計画表」の「実施する内容」の中から、原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を選択することとする。~~

~~② 現場環境改善費が①の他に積上計上されている場合は、発注者の指示に従い実施のこと。~~

~~(3) 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。~~

~~(4) 本工事は、「建設工事における「快適トイレ」設置の試行要領（長野県建設部）」を適用する工事です。~~

18 質問回答について

公告文を参照すること。

19 設計表示数位

適用する設計表示数位は、長野県が適用している国土交通省「土木工事数量算出要領（案）」の最新版に準拠している。

§2 特記仕様書

(1) 採用単価に関する情報

別添「資材単価等について」、「刊行物単価等」を添付しています。

(2) 施工計画について

現道通行止めによる沿線住民への影響を小さくできるように配慮すること。

(3) 出水期における施工について

出水期（6月1日～10月31日）における施工については、出水時の排水ポンプ場の操作職員の出勤及び燃料供給用のローリー車の通行が可能なように施工ヤードとすること。

(4) 構造物撤去について

既設構造物撤去時には、その構造物の寸法及び材質を記録し、適切に撤去及び処分を行うこと。

(5) 工種の追加について

現場再精査等により、新たな工種が必要となった場合には、発注者と協議の上、施工範囲または設計数量の変更、工種の追加を行う場合があります。

(別紙-1)

創意工夫・社会性に関する実施状況

工事名	令和〇〇年度 〇〇	工事	請負者名	〇〇建設
項目	評価内容	番号	実施内容 (説明資料の実施内容を複写)	
<input type="checkbox"/> 創意工夫 項目数 _____項目	<input type="checkbox"/> 施工		(例) ・災害等での臨機の処置 ・施工状況(条件)の変化に対応した自発的提案 ・ICT活用工事の取組み ・測量・位置出し ・施工に伴う機械、器具、工具、装置類の工夫 ・二次製品、代替製品の利用の工夫 ・施工方法の工夫 ・施工環境の改善 ・仮設計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・写真管理の工夫 ・その他	
	<input type="checkbox"/> 品質		(例) ・使用材料、施工方法、品質確保の工夫 ・集計ソフトの活用 ・その他	
	<input type="checkbox"/> 安全衛生 (※)		(例) ・安全施設・仮設備の配慮・工夫 ・安全教育・講習会・パトロールの工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止・被害軽減対策・交通確保の工夫 ・その他	
	<input type="checkbox"/> その他		(例) ・リサイクル推進 ・生産性向上の取組み ・その他	
<input type="checkbox"/> 社会性等 (地域社会や住民 に対する貢献) 項目数 _____項目	<input type="checkbox"/> 地域への貢献 (週休2日に対する取 組みを含む) (※)		(例) ・週休2日実現の取組みの工夫 ・地域の自然環境保全 ・作業現場の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・ボランティア活動への積極的な参加 ・その他	

実施状況の提出は、創意工夫、社会性等それぞれ7項目を上限とする。

※ 現場環境改善費で実施した5項目については評価しない。

創意工夫・社会性等に関する実施状況 説明資料

工事名		番号	
項目	評価内容		
実施内容			
(説明)			
(添付図)			

○作成にあたっての注意事項

本実施状況の提出は、創意工夫、社会性それぞれ7項目を上限とする。

【別添様式】について

1. 該当する項目に□に、レ点マーク記入。
 2. 該当項目以外にも評価できる内容がある場合には、その他として項目を設けるものとする。
 3. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。
 4. 提案内容1件毎に番号を付し、説明資料の右上に対応する番号を記入する。
- 「説明資料」については、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

(別紙-2)

排出ガス対策型建設機械について

本工事においては、(表-1)に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成7年度建設技術評価制度募集課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

(表-1) 排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 (<u>閲覧設計書等で2次基準値と表示している機種については、2次基準値を標準とする工種である。</u>)

指導事項

(1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(2) 建設工事の適正な施工の確保について

一 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

二 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

なお、主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間の留意事項は、以下のとおりとする。

・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて決める。

・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付けのみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

三 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金共済制度について

一 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

三 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。電子申請方式の場合は、退職金ポイントの購入時に発行される掛金収納書を、工事契約締結後40日以内に発注者へ提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

- 四 建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- 五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。
- 六 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。
- 七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(5) ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について

- 一 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 二 過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 四 さし枠装着車、物品積載装置、リヤバンパー等を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 五 過積載車両、さし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載、不正改造等を助長することのないようにすること。
- 六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 八 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- 十 上記の対策について、施工計画書に具体的に記載すること。

(6) 不法無線局及び違法無線局対策について

受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（不法アマチュア局、外国製無線機など）及び無線局の違法な運用（アマチュア局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。

(別紙－４)

長野県産土木用材産地証明書発行基準

1 (目的)

長野県県産間伐材供給センター協議会規約第4条(3)により、県産土木用材産地証明書(以下証明書という)を発行するための基準を示すものである。

2 (発行対象者)

- (1) 長野県県産間伐材供給センター協議会(以下供給センターという)を構成する者及びその構成員。
- (2) 供給センターの認めた者。

3 (発行者)

証明書の発行は、次の地区協議会が行う。

証明書の発行を求めるものは次の事務局へ、次の書類を提出する。

(発行所)

- ① 東信地区協議会 小諸市甲鞍掛4747(東信木材センター協同組合連合会内)
(Tel 0267-23-0887)
- ② 南信地区協議会 上伊那郡辰野町伊那富後山5892-1
(長野県森林組合連合会 南信木材センター内)
- ③ 中信地区協議会 安曇野市三郷温4000
(長野県森林組合連合会 中信木材センター)
- ④ 北信地区協議会 長野市大字穂保字中ノ配342-1
(長野県森林組合連合会 北信木材センター内)

(提出書)

- (1) 証明書発行申請書(様式1)
- (2) 素材丸太にあつては、その生産者の、加工品にあつてはその加工製造業者の「出荷証明書」
(書式は特に定めないが、①工事名 ②施工主 ③元請 ④品種(県産材使用を明記する)
⑤製造日又は伐採日 ⑥製造者又は伐採者を明記し、その発行者の押印のあるもの)

4 (証明書の書式)

証明書の書式は、(様式2)とする。

5 (申請者の責務)

- ① 申請書記載事項等に虚偽があり、その責務を問われた場合、その責務は申請者に帰するものとする。
- ② 協議会から長野県産間伐材を使用していることを証明する資料を求められた場合速やかに従う責務を負う。

(様式1)

長野県産土木用材産地証明書発行申請書

令和 年 月 日

県産間伐材供給センター協議会長 様

(申請者)
会社名
代表者名

下記使用について確かに長野県産材を使用したので長野県産土木用材産地証明書を発行してください。

記

工事名：令和 年度 工事 線 市 字
発注者：長野県 事務所長
品 種：県産からまつ間伐材使用
2.0m×8～12cm 皮むき丸太 500本
製造者：
製造日： 令和 年 月 日
添付書類： 出荷証明書
その他：

(様式2)

県産土木用材産地証明書

様

令和 年 月 日

長野県岡田町30-16
県産間伐材供給センター協議会
会長 ○○○○

下記の土木用材は長野県産であることを証明します。

記

納材者 氏名又は名称 及び代表者名			
樹種	規格・仕様	数量	

令和 年 月 日

千曲市長 様

県外産資材使用報告書

受注者名：
(現場代理人)

工事名

本工事において県内産を使用しない材料は、以下のとおりです。

資材名	規格	使用数量	製造者名・製造工場名・ 購入先等（県名及び市町村名）	県内産資材を使用しない理由

※報告が必要な資材を「生コン」、「砕石」、「加熱アスファルト合材」、「コンクリート二次製品」に限定します。

※「県内産」とは、県内企業が「生産」した製品とします。

※県内産資材を使用しない理由には、「工事予定期間に製品の納入が困難」「大規模災害の発生により製造が間に合わない」「構造的に使用ができる製品がない」などの具体的な内容を記載してください。

現場環境改善費実施計画表

計上費目	チェック欄	実施する内容	現場で実施する内容
現場環境改善 (仮設備関係)		1 用水・電力等の供給設備	
		2 緑化・花壇	
		3 ライトアップ施設	
		4 見学路及び椅子の設置	
		5 昇降設備の充実	
		6 環境負荷の低減	
		その他	
現場環境改善 (営繕関係)		1 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む)	
		2 労働宿舍の快適化	
		3 デザインボックス (交通誘導警備員待機室)	
		4 現場休憩所の快適化	
		5 健康関連設備及び厚生施設の充実等	
		その他	
現場環境改善 (安全関係)		1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等)	
		2 盗難防止対策(警報器等)	
		3 避暑(熱中症予防)・防寒対策	
		その他	
地域連携		1 完成予想図	
		2 工法説明図	
		3 工事工程表	
		4 デザイン工事看板 (各工事PR看板含む)	
		5 見学会等の開催 (イベント等の実施含む)	
		6 見学所(インフォメーションセンター)の 設置及び管理運営	
		7 パンフレット・工法説明ビデオ	
		8 地域対策費 (地域行事等の経費を含む)	
		9 社会貢献	
		その他	

電子納品に係る実施要領

(令和6年5月1日制定)

(目的)

第1 この要領は、千曲市の建設工事及び建設工事に係る測量設計業務等（以下、「工事等」という。）における電子納品を進めるための実施方法等を定め、公共工事におけるCALS/E Cの推進を図ることを目的とする。

(電子納品の定義)

第2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における活用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(対象工事等)

第3 原則として全ての工事等を対象とする。ただし、発注者が不要と認めた場合はこの限りでない。

(対象成果品)

第4 電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。

- ・土木工事共通仕様書（施工管理基準、写真管理基準等を含む）
- ・測量業務共通仕様書
- ・地質・土質調査共通仕様書
- ・設計業務共通仕様書
- ・用地調査等共通仕様書（第3章～第3章の7に該当するもの）

(経費の取り扱い)

第5 電子納品の作成に係る経費の取り扱いは以下のとおりとする。なお、第11で規定する成果品の提出部数によらない場合は、特記仕様書に明示するほか、別途、必要経費を考慮するものとする。

- 1) 工事：共通仮設費率に含まれるものとする。
- 2) 業務：各分野の積算基準で定める「電子成果品作成費」を計上するものとする。

(要領・基準)

第6 千曲市の電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。【別記】

(運用に関する手引き)

第7 千曲市の電子納品に関する下記事項等の運用については、別に定める「運用の手引き」による。【別記】これに定めのない事項については、国土交通省の「電子納品等運用ガイドライン [土木工事編]、電子納品運用ガイドライン [業務編]」に準じて受発注者間で協議して定めることとする。

- ・要領・基準類の千曲市での読み替え
- ・受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
- ・電子納品対象書類の範囲

- ・電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・施工中の書類の取り扱い
- ・電子成果品の保管管理
- ・千曲市工事では、完成図面（100%出来形展開図等）、工事写真を電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル（index_c.xml、 index_d.xml）により管理されるものとします。

（協議確認事項）

第8 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

○事前協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施するため、「事前協議チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル形式について協議。

（納品媒体）

第9 納品する電子媒体は基本的にCD-RもしくはDVD-Rとする。CD-Rの論理ファイルフォーマット形式はJoliet※とし、DVD-Rの論理ファイルフォーマット形式は、UDF（UDF Bridge）とする。なお、中途における情報のやり取りについては、受発注者協議の上、他の電子媒体を認めることとする。

（納品物のチェック）

第10 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ず国土交通省から提供される最新版の「電子納品チェックシステム」によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認することとする。

（工事等完成図書の提出部数）

第11 建設工事電子データにより納品する成果品については、電子データを格納した電子媒体をもって原図・原稿及び製本に代えるものとし、提出部数は以下のとおりとする。

①工事完成図書

電子納品対象書類	電子媒体（CD-R・DVD-R）	2部（正・副）
	紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」	1部（その他協議による）
上記以外	紙媒体	1部

②業務完成図書書類

電子媒体（CD-R・DVD-R）	2部（正・副）
紙媒体	1部

・電子媒体ラベルへの記載項目のうち、工事等名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むものとする。

（電子納品の検査）

第12 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として受注者が行う。機器の操作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

（適用）

第13 この要領は、令和6年5月1日以降に入札公告を行う工事等から適用する。

※ J o l i e t (ジョリエット)

マイクロソフト社が設計した、ISO9660の拡張規格であり、1文字2バイトで表現するUnicodeを採用し、128バイト(64文字)までの長いファイル名に対応しています。流通しているほとんどのOSに対応しており、Jolietを利用できないシステムでもISO 9660レベル1として読み込めるようになっていることから、ワープロソフト等で一般的になった4文字の拡張子に対応するため、電子納品に関する要領・基準での標準として採用しました。

(国土交通省電子納品運用ガイドラインによる)

【別記】千曲市が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等

(令和7年5月8日現在)

○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり。

要領・基準

- | | |
|-------------------|----------|
| ・ 工事完成図書の電子納品等要領 | 令和5年3月 |
| ・ 土木設計業務等の電子納品要領 | 令和6年3月 |
| ・ CAD製図基準 | 平成29年3月 |
| ・ デジタル写真管理情報基準 | 令和5年3月 |
| ・ 測量成果電子納品要領 | 令和6年3月 |
| ・ 地質・土質調査成果電子納品要領 | 平成28年10月 |

ガイドライン類

- | | |
|--------------------------|---------|
| ・ 電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】 | 令和6年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【業務編】 | 令和6年3月 |
| ・ CAD製図基準に関する運用ガイドライン | 平成29年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【測量編】 | 令和6年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】 | 平成30年3月 |

○納品時に使用するチェックシステムは以下のとおり。

- ・ 国土交通省から提供される電子納品チェックシステムの最新版
- ・ OCFの「SXF確認機能検定」に合格したソフトウェア
(CAD製図基準に基づいて作成された図面を見る場合)

○千曲市工事では、完成図面(100%出来形展開図等)、工事写真を電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル(index_c.xml、index_d.xml)により管理されるものとします。

<参考資料>

- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準 要領・基準一覧表」
https://www.cals-ed.go.jp/cri_point/
- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準 ガイドライン一覧表」
http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/
- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準 電子納品チェックシステム」
http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/

建設工事における「快適トイレ」設置の試行要領

千曲市

(令和4年11月1日制定)

1 目的

建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、現場環境の改善を図ることを目的とする。

2 試行対象

○対象工事

千曲市が発注する建設工事（建築工事は除く）

○対象金額

全ての工事 → 受注者の希望により実施

3 快適トイレの仕様

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調節が可能な設備

(17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

4 実施方法

- ・受注者は、快適トイレを設置する場合、様式－1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに監督員に工事打合せ簿にて提出するものとする。
- ・現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する（現場事務所内にあるトイレには適用しない。）
- ・標準仕様を満たすトイレを男女別で各 1 台設置することを標準とする（女性が現場にいない場合は、この限りではない）
- ・「快適トイレとして活用するために備える付属品」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとしては扱わないこととする。
- ・原則として、試行対象工事に適用するが、市場に全現場に相当するトイレが流通していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する方法とする。
- ・ただし、快適トイレの流通の関係上、仕様を満たすトイレを手配できない場合は、監督員と協議のうえ、快適トイレを導入しないものとする。

5 積算について

- ・快適トイレの費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※を計上するものとし、男女別で 1 台ずつ計 2 台まで計上できるものとする（102,000 円／2 基・月が上限）
 - ※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円（従来品）を引いた額
- ・計上費用は、「積算上の差額」と「51,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。
- ・ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1 ハウスで 102,000 円／基・月上限まで計上可能とする。
- ・積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）の対象（1 項目）としてよい。

6 その他

- ・従来行ってきた「女性用トイレ」を現場に設置する場合は、原則として快適トイレを設置するものとする。なお、快適トイレが手配できないなどの理由によりこれによりがたい場合は、受発注者協議のうえ決定する。
- ・災害時に避難所で使用する快適トイレが不足する場合は、避難所へ優先配備できるよう、可能な範囲で協力するものとする。

【具体的な計上方法例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）
積算で計上する費用：51,000 円／基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）
積算で計上する費用：30,000 円／基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用
男女一体型ハウス 100,000 円／基・月の場合（積算上の差額 90,000 円）
積算で計上する費用：90,000 円／基・月
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用
男女一体型ハウス 200,000 円／基・月の場合（積算上の差額 190,000 円）
積算で計上する費用：102,000 円／基・月

7 適用

本試行要領は、令和 4 年 11 月 1 日以降に起工起案する工事から適用する。

材料の一括承認一覧表 材料承認願を施工計画書に記載することにより省略できるもの：市土木工事(国補・市単共) 令和7年4月 千曲市役所

路盤・基礎材料

(R7.4~R8.3)

	中部興業(有)	北信地区 碎石協同組合				長 埴 石 産 株	株 SHI O S A W A
		松代工場 飯山陸送(株)	高山工場 株信越建商	高山工場 株森碎石	高山工場 株藤森碎石		
粒調碎石 25mm	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
粒調碎石 40mm	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
クラッシャーラン 25mm		◎	◎	◎	◎	◎	
クラッシャーラン 40mm	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

加熱アスファルト(新材)

(R7.4~R8.3)

	更埴工場 高次産業株	長野工場 高次産業株	長野本工場久	上田本工場久	アレスコ な 株の	ア塩 ス コ ン の 沢
密粒度As(20)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
密粒度As(13)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
細粒度As(13)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
密粒度As(20F)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
密粒度As(13F)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
細粒度As(13F)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
開粒度As(13)			◎	◎	◎	◎
加熱安定処理材				◎		
改質Ⅱ型密粒度As(20F)				◎		◎
改質Ⅱ型密粒度As(13F)				◎		◎

加熱アスファルト(再生材)

(R7.4~R8.3)

	更埴工場 高次産業株	長野工場 高次産業株	長野本工場久	上田本工場久	アレスコ な 株の	ア塩 ス コ ン の 沢
密粒度As(20)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
密粒度As(13)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
細粒度As(13)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
密粒度As(20F)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
密粒度As(13F)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
細粒度As(13F)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
加熱安定処理材	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※再生材混入率30%

生コンクリート

(R7.4~R8.3)

	信州生コン(株)	(有)柳沢建材	上小生コ 事業協同組合	
			上田生コン(株)	株シナノ生コ 上田工場
21-8-20N (W/C=60以下)			◎	
21-8-25N (W/C=60以下)		◎		
21-8-40N (W/C=60以下)		◎	◎	
24-8-20N (W/C=60以下)				◎
24-8-40N (W/C=60以下)				◎
21-8-20BB (W/C=60以下)			◎	
21-8-25BB (W/C=60以下)	◎	◎		
21-8-40BB (W/C=60以下)	◎	◎	◎	
24-8-20BB (W/C=60以下)				◎
24-8-40BB (W/C=60以下)				◎
24-8-20N (W/C=55以下)			◎	
24-8-25N (W/C=55以下)		◎		
24-8-40N (W/C=55以下)		◎	◎	
24-12-20N (W/C=55以下)			◎	
24-12-25N (W/C=55以下)		◎		
24-12-40N (W/C=55以下)		◎	◎	
27-8-20N (W/C=55以下)				◎
27-8-40N (W/C=55以下)				◎
27-12-20N (W/C=55以下)				◎
27-12-40N (W/C=55以下)				◎
24-8-20BB (W/C=55以下)			◎	
24-8-25BB (W/C=55以下)	◎	◎		
24-8-40BB (W/C=55以下)	◎	◎	◎	
24-12-20BB (W/C=55以下)			◎	
24-12-25BB (W/C=55以下)	◎	◎		
24-12-40BB (W/C=55以下)	◎	◎	◎	
27-8-20BB (W/C=55以下)				◎
27-8-40BB (W/C=55以下)				◎
27-12-20BB (W/C=55以下)				◎
27-12-40BB (W/C=55以下)				◎
捨-8-40N			◎	◎
捨-8-40BB			◎	◎

※生コンクリートの使用にあたっては、一括承認されている場合でも施工計画書に「配合計画書」を添付してください。

※水セメント比の選択については、長野県土木事業設計基準第5章第1節に準拠する。

各生コン工場の工場適用配合は次の通りです。(指定規格と製品規格が異なるもの、同等品)

信州生コン

指定	工場適用配合
18-8-25BB (W/C=60%以下)	21-8-25BB
18-8-40BB (W/C=60%以下)	21-8-40BB

柳沢建材

指定	工場適用配合
18-8-25N (W/C=60%以下)	21-8-25N
18-8-40N (W/C=60%以下)	21-8-40N
18-8-25BB (W/C=60%以下)	21-8-25BB
18-8-40BB (W/C=60%以下)	21-8-40BB

上田生コン

指定	工場適用配合
18-8-25(20)N (W/C=60%以下)	21-8-20N
21-8-25(20)N (W/C=60%以下)	
18-8-40N (W/C=60%以下)	21-8-40N
21-8-40N (W/C=60%以下)	
18-8-25(20)N (W/C=55%以下)	24-8-20N
21-8-25(20)N (W/C=55%以下)	
24-8-25(20)N (W/C=55%以下)	
18-8-40N (W/C=55%以下)	24-8-40N
21-8-40N (W/C=55%以下)	
24-8-40N (W/C=55%以下)	
18-8-25(20)BB (W/C=60%以下)	21-8-20BB
21-8-25(20)BB (W/C=60%以下)	
18-8-40BB (W/C=60%以下)	21-8-40BB
21-8-40BB (W/C=60%以下)	
18-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	24-8-20BB
21-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	
24-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	
18-8-40BB (W/C=55%以下)	24-8-40BB
21-8-40BB (W/C=55%以下)	
24-8-40BB (W/C=55%以下)	
18-12-25(20)N (W/C=55%以下)	24-12-20N
21-12-25(20)N (W/C=55%以下)	
24-12-25(20)N (W/C=55%以下)	
18-12-40N (W/C=55%以下)	24-12-40N
21-12-40N (W/C=55%以下)	
24-12-40N (W/C=55%以下)	
18-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	24-12-20BB
21-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	
24-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	
18-12-40BB (W/C=55%以下)	24-12-40BB
21-12-40BB (W/C=55%以下)	
24-12-40BB (W/C=55%以下)	

シナノ生コン

指定	工場適用配合
18-8-25(20)N (W/C=60%以下)	24-8-20N
21-8-25(20)N (W/C=60%以下)	
24-8-25(20)N (W/C=60%以下)	
18-8-25(20)N (W/C=55%以下)	27-8-20N
21-8-25(20)N (W/C=55%以下)	
24-8-25(20)N (W/C=55%以下)	
27-8-25(20)N (W/C=55%以下)	24-8-40N
18-8-40N (W/C=60%以下)	
21-8-40N (W/C=60%以下)	
24-8-40N (W/C=60%以下)	27-8-40N
18-8-40N (W/C=55%以下)	
21-8-40N (W/C=55%以下)	
24-8-40N (W/C=55%以下)	24-8-20BB
27-8-40N (W/C=55%以下)	
18-8-25(20)BB (W/C=60%以下)	
21-8-25(20)BB (W/C=60%以下)	27-8-20BB
24-8-25(20)BB (W/C=60%以下)	
18-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	
21-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	24-8-40BB
24-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	
27-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	
18-8-40BB (W/C=60%以下)	27-8-40BB
21-8-40BB (W/C=60%以下)	
24-8-40BB (W/C=60%以下)	
18-8-40BB (W/C=55%以下)	27-8-40BB
21-8-40BB (W/C=55%以下)	
24-8-40BB (W/C=55%以下)	
27-8-40BB (W/C=55%以下)	27-12-20N
18-12-25(20)N (W/C=55%以下)	
21-12-25(20)N (W/C=55%以下)	
24-12-25(20)N (W/C=55%以下)	27-12-40N
27-12-25(20)N (W/C=55%以下)	
18-12-40N (W/C=55%以下)	
21-12-40N (W/C=55%以下)	27-12-20BB
24-12-40N (W/C=55%以下)	
27-12-40N (W/C=55%以下)	
18-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	27-12-40BB
21-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	
24-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	
27-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	27-12-40BB
18-12-40BB (W/C=55%以下)	
21-12-40BB (W/C=55%以下)	
24-12-40BB (W/C=55%以下)	
27-12-40BB (W/C=55%以下)	

令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業
雨宮排水ポンプ場 自家発電設備及び受電設備改修工事

特記仕様書

目 次

1	一般事項	1
1.1	総 則	1
2	一般仕様	6
2.1	共通事項	6
3	特記仕様	8
3.1	共通事項	8
3.2	受電設備	8
3.3	自家発電設備	10
4	施 工	12
4.1	一般事項	12
4.2	施工区分	12
4.3	工事範囲	13
4.4	機器の据付	15

1 一般事項

1.1 総 則

受注者は、工事着手にあたり、契約図書をもとに、現場を調査し、設計思想を理解して、施設（プラント）全体の機能を十分発揮するように優秀な製品を設計、製作し、納入するものとする。

また、契約図書で不明な点は、日本下水道事業団「電気設備工事必携」、日本下水道事業団「電気設備工事一般仕様書・同標準図」を参考とすること。

1.1.1 適用範囲

本特記仕様書は、千曲市（以下「発注者」）が発注する次の工事に適用する。

- (1) 工事番号：50707021007
- (2) 工 事 名：令和7年度防安千曲市公共下水道事業
雨宮排水ポンプ場 自家発電設備及び受電設備改修工事
- (3) 工事場所：雨宮排水ポンプ場
- (4) 工事期限：令和9年3月19日限り

1.1.2 用語の定義

a) 一般事項に関する用語の定義

- ①監督員とは、工事現場の状況に精通し、設計図書に基づいて工事が適切に施工されるよう監督し、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理を行う者をいう。
- ②検査員とは、工事が契約書、設計図書に適合しているかどうかを、施工状況、出来形及び品質等について確認する者をいう。
- ③契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- ④設計図書とは、図面（設計書含む）、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書をいう。

b) 監督業務に関する用語の定義

- ①指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、軽微なものについては口頭にて実施させることをいう。
- ②承諾とは、契約図書に明示した事項について、監督員と受注者が書面により同意することをいう。
- ③協議とは、書面により契約図書の協議事項について、監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- ④提出とは、受注者が監督員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- ⑤報告とは、受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- ⑥通知とは、発注者が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- ⑦書面とは、手書き及び印刷されたもので、発行年月日を記載し、記名押印したものをいう。緊急を要する場合は、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- ⑧立会とは、設計図書に示された事項において、監督員が現場で内容を確認することをいう。

1.1.3 承諾図書

受注者は、契約図書、その他計画書（事業計画書等）、設計計算書等によって、設計思想を理解し、機能・性能を満足した、また、維持管理面に配慮したシステム設計（各種計算書－機器選定根拠及び機器承諾図、施工承諾図）を行い、その製作設計図書を承諾図書として、提出し、監督員の承諾を得て、施工を行うこと。

なお、承諾図書の承諾とは、発注者もしくは監督職員と受注者が書面により、着工後の大きな手戻りによる双方の損害を回避するため、他工事との関連、管理者の観点等からの照査の目的で行う確認行為である。また、承諾図書の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着工をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務（契約不適合責任等）が免責または軽減されるものではない。

1.1.4 疑義の解釈

受注者は、発注図書（設計図、特記仕様書等）に疑義がある場合入札前に明確にしておくこと。入札後の疑義（発注図書内（設計図と特記仕様書）で不整合等）について、監督員から回答を示すものとする。

1.1.5 軽微な変更

工事内容を変更する場合、下記に示す内容は、発注趣旨や機能を変更するものでないので、軽微な変更と位置づけ、契約金額は増額しない。

- ① 構造物、機械設備等の関係でおこる機器の位置、配線経路、電気機器定格値の変更
- ② 承諾行為による外形寸法及び配線仕様の変更
- ③ 製作者特有機器の採用による機器仕様変更

これ等の軽微な変更は、承諾図を提出し監督員の承諾を得て変更することができる。

なお、自社製品又は選定製作者の製品を採用するために製品仕様を変更する必要性が生じた場合は、承諾図を提出し、監督員の承諾を得ること。

その製品が発注仕様と同等以上であると監督員が認めた場合、軽微な変更扱いとし、仕様変更を認める。

1.1.6 機器等の製作者の指定

本工事に使用する材料および機器は、一流の製品を用いるものとし、同一品種の機器、材料等に対しては一社製品を用いること。

また、本工事で納入する製品が受注者の製作品でなく、購入品である場合や既設機器への機能増設を行う場合、維持管理面の観点から監督員と協議を行い、承諾を得て、製造業者や増設業者を選定すること。

1.1.7 受注者相互の協力

① 受注者は、施工に当って関連業者との連絡を密にして工事の進捗を計るとともに、工事範囲の境界部分については相互に協力し全体として欠陥のない設備とすること。

② 受注者は、関連業者との取合い部分について後述する標準取合い表を原則とする。但し、特記仕様及び設計図に記載された施工区分を優先とする。

また、上記以外で不明な点が生じた場合、必要に応じて、関連業者及び監督員と協議の上、

その処置を監督員の指示により実施すること。

- ③本工事中、関連諸工事と競合する箇所（基礎ボルト穴、諸配管埋込み、壁貫通部などの穴あけ及び差し筋等）がある場合、関連諸工事に支障を及ぼさない時期までに、関係図面を提出し、場合によっては優先施工すること。もし、上記時期までに提出しない場合による手違い及び手直しの施工は受注者の責任とし、適当な処置を監督員の指示に基づいて実施すること。
- ④機器の運転制御方式については、契約図書を参考とし、関連業者及び監督員と協議うえ、維持管理面に十分配慮した運転方案を作成すること。

1.1.8 諸法規の遵守

- ①受注者は、工事施工に当り法令、条例及び規則並びにその他の工事に関する諸法規（国、地方公共団体または、発注者の定める通達及び要綱並びに規格を含む。以下「法規」という。）を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法規の適用運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。
- ② 受注者は、諸法規を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないよう配慮すること。
- ③受注者は、当該工事の計画、発注図面、同仕様書及び契約そのものが諸法規に照らし不適當または、矛盾していることが判明した場合及び関係官庁、電力会社と等の協議により、変更する必要が生じた場合は、直ちに書面にて監督員に報告し、その指示を仰ぐこと。この内容が軽微な変更の場合、契約金額の変更は行わない。

1.1.9 規格及び基準の遵守

受注者は、工事施工に関する規格及び規準を遵守し、工事の円滑な進捗をはかるとともに同規格類の適用は設計内容に整合するものを受注者の責任において、運用するものとする。

1.1.10 官公庁等への手続等

- ①受注者は、工事期間中、必要に応じて関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保つこと。
- ②受注者は、工事施工のため必要な関係官公庁及びその他の者に対する諸手続きを監督員の承諾を得てから受注者において迅速に処理しなければならない。
- ③官公庁等の手続に要する費用は一切受注者の負担とする。

1.1.11 特許権等

- ①受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- ②当該工事の実施に伴って特許に係わる当該工事の実施に伴って特許に係わる実施料等の支払いに要する経費は工事費用に含まれるため、この処理については、受注者の責に於いて行うものとする。

1.1.12 年度別出来高の確保

受注者は、契約工期が1年を超える場合、契約書に定める年度毎に出来高を確保するものとし、製品については、各々工事において出来高検査を受けるものとする。

1.1.13 工事現場発生品

- ①受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について、現場発生品の調書を作成し監督員に提出すること。
- ②受注者は、発生品のうち産業廃棄物の処分については産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理等を通じて把握すること。なお管理票の写しを監督員に提出し、原本を完成時に提示し、5年間保存すること。
- ③受注者は、発生品のうち再生資源の利用をはかると指定されたものは、分別を行い所定の再生資源化施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。
- ④受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（建設事務次官通達）、再生資源の利用の促進について（経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課通達）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用をはかること。

1.1.14 撤去品の処置

受注者は、設計図書内に再利用の明示がある場合、調書を作成し所定の場所へ返納しなければならない。それ以外のものについては、現場発生品の調書項目に基づいて関係諸法規を遵守し処分すること。

1.1.15 工場検査

本工事において、工場検査を実施する。

- ①工場検査対象機器は、事前に適用規格に基づき社内検査を実施すること。
- ②工場検査を行うにあたり、工場検査申請書及び同検査要領書を提出すること。
また、社内検査成績書及び関連機器の試験成績書等、必要な書類を事前に提出すること。
- ③工場検査に要する費用は受注者の負担とする。

1.1.16 現地試験及び総合試運転

総合試運転は各設備・機器のプラントとしての機能を確認するものであって、監督員と十分協議を行い、「試運転計画書」を作成し提出すること。

なお、受注者は、単体試験（配管系統の気密試験、軸受けの給油確認、シーケンス試験、絶縁抵抗試験、保護装置の動作試験等）、組合せ試験（機器盤間の試験）が完了した後に総合試運転を実施するものとする。

実施内容は次のとおりである。

- ①各設備及び各機器の実負荷運転、並びに自動運転の確認及び調整
- ②維持管理担当職員に対する、各設備・各機器の運転操作、保安点検に関する方法等の基本的な指導
- ③その他監督員との協議による事項
- ④総合試運転完了時には「試運転実施報告書」を作成すること。

1.1.17 完成（竣工）検査

検査員は、監督員及び受注者の立会いのうえ、契約図書と対比し、次の検査を行うものとする。

- ①工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量及び品質等の検査を行う。

- ②工事管理状況について、書類、記録及び写真等にて検査を行う。
- ③工事が契約書、設計図書に適合しているかどうかを確認するものとする。
- ④検査において補修の必要があると認められた場合には、受注者に対して期限を定めて補修の指示を行うことができるものとする。

1.1.18 保証

受注者は完成引渡し後、2 箇年以内に設計、製作及び工事に起因する故障・事故を生じた場合は、発注者が指定する期限内に無償にて新品と取替えるか修理または必要に応じて改良を行うこと。なお、契約不適合責任については、契約約款による。

1.1.19 その他

- ①現場組立及び調整については、受注者は特に熟練した技術者を派遣し、組立調整試験を行うこと。
- ②受注者は、工事中障害物件の取扱い及び取りこわしの処置について、監督員の指示または承諾を受けること。
- ③本工事における特許及び製作者固有の特殊技術の対応については、すべて受注者の責任とする。
- ④受注者は、当該設備の機能向上よりみて、仕様明細に記載してある事項以外の、より優秀な機構、材料等を採用しようとする場合は、詳細図、実績書を提出して監督員の承諾を得ること。
- ⑤受注者は、設計図書等に明記していない事項であっても本設備の機能上、当然必要と認められるものについては、具備すること。ただし、これに対して契約金額は増額しない。
- ⑥工事及び検査に必要な水、電力、油脂類等は受注者の負担とする。ただし、特記仕様書に別途と明記されている場合はこの限りではない。
- ⑦受注者は、据付けた機器、設備において、承諾図書では推定困難な不都合箇所（機能、構造等）が生じた場合は、その原因を調査し、機器、施設の全部または一部を受注者の責任において変更または改修すること。
- ⑧受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めること。
- ⑨受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たること。
- ⑩受注者は、地域住民等と工事施工のうえ、必要な交渉を受注者の行うべきものにつき、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告のうえ、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応すること。
- ⑪受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

⑫完成図書

完成検査までに完成図書を金文字黒表紙製本及び電子データ化し、提出すること。

工事完成図書の電子データ化については、「工事完成図書の電子納品等要領」（国土交通省）に準じて作成すること。

2 一般仕様

2.1 共通事項

2.1.1 受電及び配電方式

受電方式と受電電圧：低圧受電（三相 210V 60Hz, 単相 100V 60Hz）

2.1.2 単位

国際単位（SI）によることを標準とする。

2.1.3 付属品・予備品

各機器の付属品は、据付時必要なものとし、下記に示す器具、部品等を付属すること。

- ・機器として機能を満足させるために付属する装置及び部品。
- ・運転上及び据付時に必要な部品及び特殊工具類。

供用開始後、障害等が発生した場合に備えて用意しておく「リレー、変換器、基板、ヒューズ等の部品、点検保守に用いる工具等の予備品は、含まない。

2.1.4 塗装

（1）屋内盤

①盤表面、盤内面、内部パネル、チャンネルベースは、メラニン樹脂焼付塗装（半つや仕上げ）

以上の耐環境性を有する塗装（粉体（黛）塗装も可）とする。

②ハンドル把手は、メラミン樹脂焼付塗装（半つや仕上げ）以上の耐環境性を有する「塗装（粉体（黛）塗装も可）の上、ポリウレタンクリアラッカーの透明仕上げもしくはアクリルクリアラッカー透明仕上げ、又は塩ビコーティングとする。ただし、監視室等腐食性ガスが侵入する可能性の低い場所で採用する把手については製作者標準とする。

（2）屋外盤及び環境条件の悪い場所に設置する盤

盤表面、盤内面、チャンネルベースは、ポリウレタン樹脂又はエポキシ樹脂の塗装（全つや仕上げ）、内部パネルはメラニン樹脂焼付塗装（半つや仕上げ）以上の耐環境性を有する塗装（粉（黛）塗装も可）とする。

ハンドル把手はメラニン樹脂焼付塗装（半つや仕上げ）以上の耐環境性を有する塗装（粉体（黛）塗装も可）の上、ポリウレタンクリアラッカーの透明仕上げもしくはアクリルクリアラッカー透明仕上げ、又は塩ビコーティングとする。

（3）塗装色

- | | |
|-----------------------|------------|
| ①屋内盤及び屋外盤 | 5Y7/1 |
| ②取付け計器類枠、COS・CS用ハンドル類 | N1.5 |
| ③非常用スイッチ（プル部） | 7.5R4.5/14 |

（4）塗装膜厚

盤の内面及び外面 40 [μm] 以上

ただし、塩害地域の屋外盤の塗装膜厚は、下表による。

盤の材質	外面	内面
SUS304	70[μm]以上	50[μm]以上
鋼板	80[μm]以上	60[μm]以上

2.1.5 環境条件

本施設の環境条件を以下に示す。

- (1) 用途地域：無指定
- (2) 塩 害：無し（日本海から約 60km）
- (3) 豪雪地域：該当あり
- (4) 寒 冷 地：該当あり
- (5) 落 雷：比較的少ない
- (6) 標 高：約 343m

2.1.6 その他

- ①盤には、製造銘板及び受注者名、製作メーカ及び完成年月を記載した工事銘板（アクリル製）を扉裏面等に取付けること。
- ②定期的に交換が必要な部品等については、交換推奨時期を明記したシール、札等を見やすい場所に表示すること。
- ③盤内に設けた点検用コンセントには、使用可能な電圧、電流値を記載すること。
- ④盤に通風孔を設けた場合、吸込み側はフィルタ付とし、そのフィルタは清掃が容易にできる構造とすること。
また、吹出し側についてもできるだけ塵埃が侵入しにくい構造とし、強制換気を行う場合、故障接点を設け、且つ、盤本体を停電せず交換できるように配慮すること。
- ⑤屋外盤の窓枠は、長期間の使用に劣化の少ないアルミニウム合金製とし、ガラス板は金網入り、ネオプレンゴムに止水対策を施すこと。
- ⑥高圧及び動力ケーブルは、その布設区間がわかるように札（自、至るを記載したもの）を取付けること。（両端、ハンドホール内、部屋の出入り口）
- ⑦本工事、施工にあたって、停電時間を協力短くし、設備の機能維持に影響を与えない施工計画を立てること。これを逸脱する場合、監督員と協議の上、受注者の負担において、適切な仮設処置をとること。

3 特記仕様

3.1 共通事項

本工事の施工にあたり、発注趣旨を理解し、その機能を達するために必要な事項は、設計図書に記載なき事項であっても、誠意をもって、実施し、プラントとして優秀な設備を製作するものである。

また、本工事における施工場所は、現在稼働中の施設であるため、維持管理に支障を与えないよう施工すること。

3.2 受電設備

3.2.1 概要

受電設備は、健全度が低く、充電部の絶縁劣化による地絡事故や短絡事故等の発生による電源消失が危惧されることから、改築更新工事を実施する。

3.2.2 工事範囲

(1) 本工事範囲

①3.2.3 記載の設備機器の設計、製作据付、試運転調整工事

②表 4.2 施工箇所・工事範囲による。

③その他上記に関わる諸工事

(2) 施工区分

表 4.1 標準施工区分表による。

3.2.3 機器構成

(1) 低圧受電盤

1 面

(2) その他

3.2.4 機器仕様

(1) 低圧受電盤

1 面

- | | |
|-----------|---|
| ① 規格 | JEM-1460 (配電盤・制御盤の定格および試験) |
| ② 形式 | 屋内自立閉鎖形 (簡易防塵) 前背面扉開閉式 |
| ③ 寸法 | 設計図を参照し、承諾図にて決定する。 |
| ④ 定格使用電圧 | 220V 60Hz |
| ⑤ 定格短時間電流 | 系統短絡電流に十分耐えること。 |
| ⑥ 制御電源 | AC100V |
| ⑦ 盤面取付機器 | 設計図を参照し、承諾図にて決定する。 |
| ⑧ 収納機器 | |
| ・ 配線用遮断器 | 補助接点及び自動遮断警報接点付 1式
配線用遮断器は、負荷の特性に準じた形式を選定すること。 |
| ・ その他 | 設計図を参照し、承諾図にて決定する。 |

(2) その他

本項で示す「引込開閉器箱」は汎用品を使用し、材料手配とする。

① 引込開閉器箱 1 面

- ・ 形式 屋外防雨形 (壁掛形)
- ・ 材質 鋼板製
- ・ 収納品 電力支給品 (電力量計、リミッタなど)

② 接地端子箱 1 面

形状等は機器標準図による。

- ・ 端子箱板厚 各部 1.6 [mm] 以上
- ・ 接地鋼板厚さ 4 [mm] 以上
- ・ 絶縁板厚さ 12 [mm] 以上
- ・ 接地端子の種別表示および「接地極側」「機器側 (負荷側)」の表示を行う。
- ・ 銅板は錫メッキを施す。
- ・ 機器側と共通接地銅板を接続するための銅板を 2 枚取り付ける。
- ・ 接地極埋設図及び測定データをカードホルダーに入れ、盤内ポケットに収納する。

3.3 自家発電設備

3.3.1 概要

本設備は、大規模災害等における長時間停電が発生した場合においても、施設の最小限の機能維持をはかるため、非常用発電設備を設置して安定的な電力の確保をはかるものである。

3.3.2 工事範囲

(1) 本工事範囲

- ① 3.4.3 記載の設備機器の設計、製作据付、試運転調整工事
- ② 表 4.2 施工箇所・工事範囲による。
- ③ その他上記に関わる諸工事

(2) 施工区分

表 4.1 標準施工区分表による。

3.3.3 機器構成

- (1) 自家発電装置 1 式

3.3.4 機器仕様

(1) 自家発電装置 1 式

①機 能

本装置は、非常用発電装置とし、原動機、発電機、発電機盤（自動始動、充電器盤を兼ねる）、始動用蓄電池を共通台床上に搭載したもので、停電確認後（停電＋確認タイマ）、自動起動、その後復電確認後自動停止する全自動非常用発電装置である。

なお、本装置は、日本内燃力発電設備協会の適合証明書（長時間形）の認定証票付の認定品を使用し、連続 72 時間以上運転可能なものとする。

②形 式 キュービクル式発電装置（低騒音形）

③準 拠 規 格

JIS C 4034-1/5/6（回転電気機械）
JEC-2100（回転電気機械一般） JEC-2130（同期機）
JEM-1354（ディーゼルエンジン駆動陸用同期発電機）
JIS B 8009-1/2/5/6/7/9/12（往復動内燃機関駆動発電装置）
LES 3001（陸用水冷ディーゼルエンジン（交流発電機用））

④発 電 機

- ・種 類 同期発電機
- ・定 格 210V 60Hz 75kVA 連続
- ・保 護 方 式 保護形（IP20）
- ・発電機冷却方式 空気冷却方式
- ・回転子・励磁方式 回転界磁形・ブラシレス式
- ・相数及び線数 三相三線式
- ・力 率 0.8（遅れ）
- ・絶縁の種類 E 以上（低圧）
- ・回 転 数 メーカー標準

⑤原 動 機

- ・種 別 ディーゼル機関
- ・出 力 負荷に適合した容量
- ・潤滑方式 強制潤方式
- ・冷却方式 水冷式
- ・始動方式 セルモータによる電気始動
- ・調速機調整範囲 ±5%以上（無負荷運転）
- ・使用燃料 A 重油

⑥始動用蓄電池

- ・形 式 制御弁式鉛蓄電池（長寿命形）
- ・容 量 発電装置停止状態より定格回転数速度に達する動作を繰り返し 3 回以上行えるもの。消費された蓄電池容量を 24 時間以内に充電可能なもの。

⑦パ ッ ケ ー ジ

屋内防音形（発電機と原動機を収納し、排気音、機械音に対し機側 1m で 85dB 以下）

⑧そ の 他

排ガス消音器付属。その他設計図による。

4 施 工

4.1 一般事項

工事は、電気事業法に基づく電気設備技術基準、電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律及び消防法等、関係法規に準拠し、電氣的、機械的に完全、かつ、機能的で耐久性にとみ保守点検が容易なように施工すること。

4.2 施工区分

機器承諾図、施工承諾図を作成するにあたり、関連業者と施工区分を明確にし、機器製作後、工事施工後に支障を来さないよう十分注意すること。

また、関連業者との施工区分が設計図等で不明な点及び本電気設備設計図書と関連業者設計図書との不整合が生じた場合、事前に調整し、プラントとして支障のない設備を製作すること。なお、この不整合を調整する内容が軽微な変更を逸脱する場合、設計変更を行う。以下、調整事項の例及び標準施工区分を示す。

- ・ 負荷名称、容量、電源、効率、力率、号機の呼び方、起動方式、台数の調整
- ・ 負荷、接点負荷の位置

表 4.1 標準施工区分

項 目	電気工事	別途工事
<input type="checkbox"/> 機械・電気取り合い端子箱（集合端子箱、水中電動機用端子箱）		
<input type="checkbox"/> 機械手配の端子箱までの1次配線工事		
<input type="checkbox"/> 機械機器から機械手配の端子箱までの2次配線工事		
<input type="checkbox"/> 配管上に取り付ける計装機器（流量計、濃度計）据付		
<input type="checkbox"/> 電磁流量計用レギュレータ		
<input type="checkbox"/> 電磁流量計用ルーズ短管、予備短管		
<input type="checkbox"/> 機械手配機器（タンク等）に取り付ける計装機器の取付座		
<input type="checkbox"/> 機械手配タンク等に取り付ける電極棒の手配		
<input type="checkbox"/> 差圧（圧力）式液位計用仕切弁、洗浄弁、ドレン弁、洗浄単管の手配		
<input type="checkbox"/> 差圧（圧力）式液位計用洗浄水、ドレン配管工事		
<input checked="" type="checkbox"/> 建築付帯用分電盤（主幹）への一次配線	■	
<input type="checkbox"/> 建築付帯手配の配電盤間の配線工事（同一棟内間）		
<input type="checkbox"/> 建築付帯手配の配電盤間の配線工事（別棟内間）		
<input type="checkbox"/> 電気室ピット築造工事又はフリーアクセス築造工事（防塵塗装含む）		
<input checked="" type="checkbox"/> 発電機室ピット築造工事（防塵塗装含む）	■	

4.3 工事範囲

施工箇所、工事範囲は、表 4.2 施工箇所・工事範囲の■部とする。

表 4.2 施工箇所・工事範囲 (1/2)

項 目	備 考
1.共通事項	
■ 機器据付	
■ 配電盤架台の製作据付、現場盤等基礎築造工事	
■ 配線・配管工事、配電路工事（工事を行うために必要な軽微な穴開け含む）	
■ 防火区画貫通部の処理（補修も含む）	
■ 建築電気設備関連機器への配線工事	
2.屋外工事	
■ 引込工事	
□ 地中電路工事	
□ 電気ハンドホール築造工事	
□ 掘削・埋め戻し等土工事	
3.床工事	
□ フリーアクセス築造工事 材質：アルミ製 表面仕上材：帯電防止タイル	
□ 防塵塗装（フリーアクセス床面、ボーダー部）	
□ ボーダー部帯電防止タイル	
□ 巾木（ビニル）	
□ コンクリート床築造工事（ピット築造、増設工事）	
□ 床研り工事	
□ 防塵塗装（ピット床面、部屋床面）	
□ ボーダー部帯電防止タイル	
□ 巾木（ビニル）	
■ 自家発関連工事	
■ 機器基礎築造工	
■ 防塵塗装	
□ 防油堤築造	
□ 油槽等の製作据付	
■ 配管、換気・ダクト工事（自家発関連）	
4.接地工事	
□ 接地極・接地棒の埋設	
□ 接地幹線	
■ 接地線（接地幹線接続）	

表 4.2 施工箇所・工事範囲 (2/2)

項 目	備考
5.撤去工事	
■ 盤、機器等の撤去	
■ 配線材料他撤去	
撤去対象物に付随する基礎架台、基礎コンクリート及び支持材を撤去範囲に含む	
撤去後の床補修、配線ピット補修を行う	
撤去対象物については、調書（機器等名称、仕様、数量、写真等）を作成する	
撤去対象物は、監督員の指示するところまで運搬する	
撤去対象物は、分別処分を行う	
6.石綿等含有物の事前調査と除去工事	
■ 石綿等含有物の従前の事前調査結果は、下記のとおりである。	
□防火区画処理の耐火被覆板 □含有 ■非含有 □未調査	
□自家発電電設備の保温断熱材 □含有 □非含有 ■未調査	
□帯電防止タイル □含有 ■非含有 □未調査	
■ 石綿等含有物の調査と撤去	
事前調査結果により、石綿等の含有が確認された箇所は、除去工事を行う	
その他施工方法等によって、調査が必要な箇所が想定された場合、監督員と協議の上	
調査を実施し、その結果によって、必要となった場合、除去工事を実施する	
7.仮設工事	
■ 軽微な仮設工事	
□ 仮設高圧受配電設備	
設 置 場 所：□屋内 □屋外	
リース 期間：	
□ 仮設低圧配電設備／動力制御盤	
設 置 場 所：□屋内 □屋外	
リース 期間：	
□ 自家発電設備仮設工事	
設 置 場 所：□屋内 □屋外	
リース 期間：	
燃 料：	

4.4 機器の据付

4.4.1 位置等の決定

機器の据付及び配線経路の詳細な位置の決定は、あらかじめ設置目的、管理スペース、安全等考慮のうえ、施工図を作成し、監督員の承諾得を得ること。

4.4.2 耐震処理

主要機器等は、特に地震力、動荷重に対して、転倒、横滑り、脱落、破損等を起さないよう十分な強度を有する基礎ボルトで建築スラブに強固に固定すること。

なお、耐震計算書を監督員に提出すること。

本施工に対する耐震対策は「水道施設耐震工法指針・解説」(日本水道協会)、「下水道施設の耐震対策指針と解説」(日本下水道協会)、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」(公共建築協会)、建築設 備耐震設計・施工指針」(日本建築センター)等に準ずる。

4.4.3 耐水化

建屋への引込部は、建屋内部への浸水を防ぐ構造とすること。また、機器類は浸水による故障が発生しないよう接続部や露出部は想定浸水深以上の配置とすること。

5 章 運転操作方案（参考）

5.1 共通事項

本工事の運転操作方案は、標準的な機器の運転操作の概要を示しているものであり、詳細については、打合せによって決定する。

5.2 凡例

1. 運転方式

運転方式の表現は、操作場所、切換方式、条件および符号で表現する。

(1) 操作場所の表し方

該当する操作場所内にある切換スイッチ（COS）、操作スイッチ（CS）を1点鎖線で囲み、操作場所を明記する。

(2) 切換方式、操作方式の表し方

切換スイッチ（COS）、操作スイッチ（CS）等の符号にて明記する。

COS	
Z	Z

 : 切換スイッチ [Z : 操作場所を記入]

CS	
Z	Z

 : 操作スイッチ [Z : 操作方式を記入]

SS+MS	
Z	Z

 : 2挙動スイッチ [Z : 操作方式を記入]

PBS	
Z	

 : 押釦スイッチ [Z : 操作方式を記入]

DSP	
Z	Z

 : ディスプレイ画面操作 [Z : 操作方式を記入]

(3) 運転条件の表し方

運転に必要な各条件を項目にして明記する。

(4) 制御機器の表し方

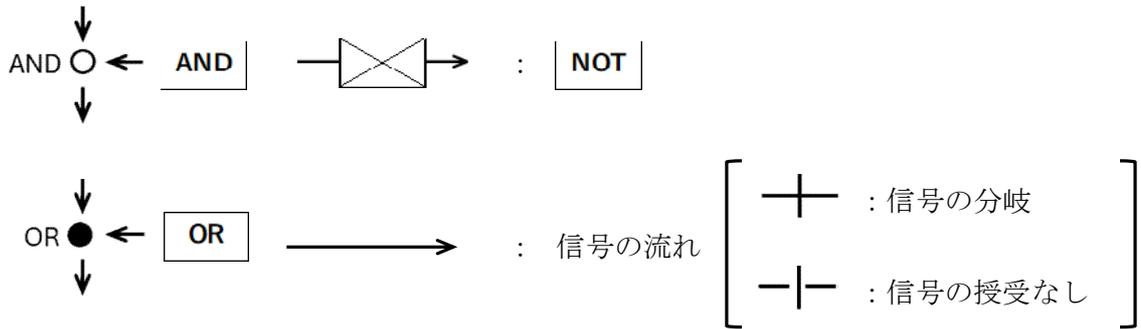
制御機器の制御状態とともに明記する。

X
Y

 : 制御機器 [X : 機器名称、Y : 状態]

(5) 各種条件符号の表し方

Z: 条件信号名



(6) 員数

CS、COS、SS等の員数については、記入無い場合は1個とする。

(7) 項目内の は今回対象項目を示す。

2. 表示方式

(1) 表示方式の表現は、該当する項目に○印に記入する。

分類は下記の3区分とする。

- ① 運転・状態表示
- ② 運転操作
- ③ 故障・異常表示

(2) 停止条件の表し方

K: 投入インタロック

T: 遮断

S: 遮断不可

(3) スイッチ員数

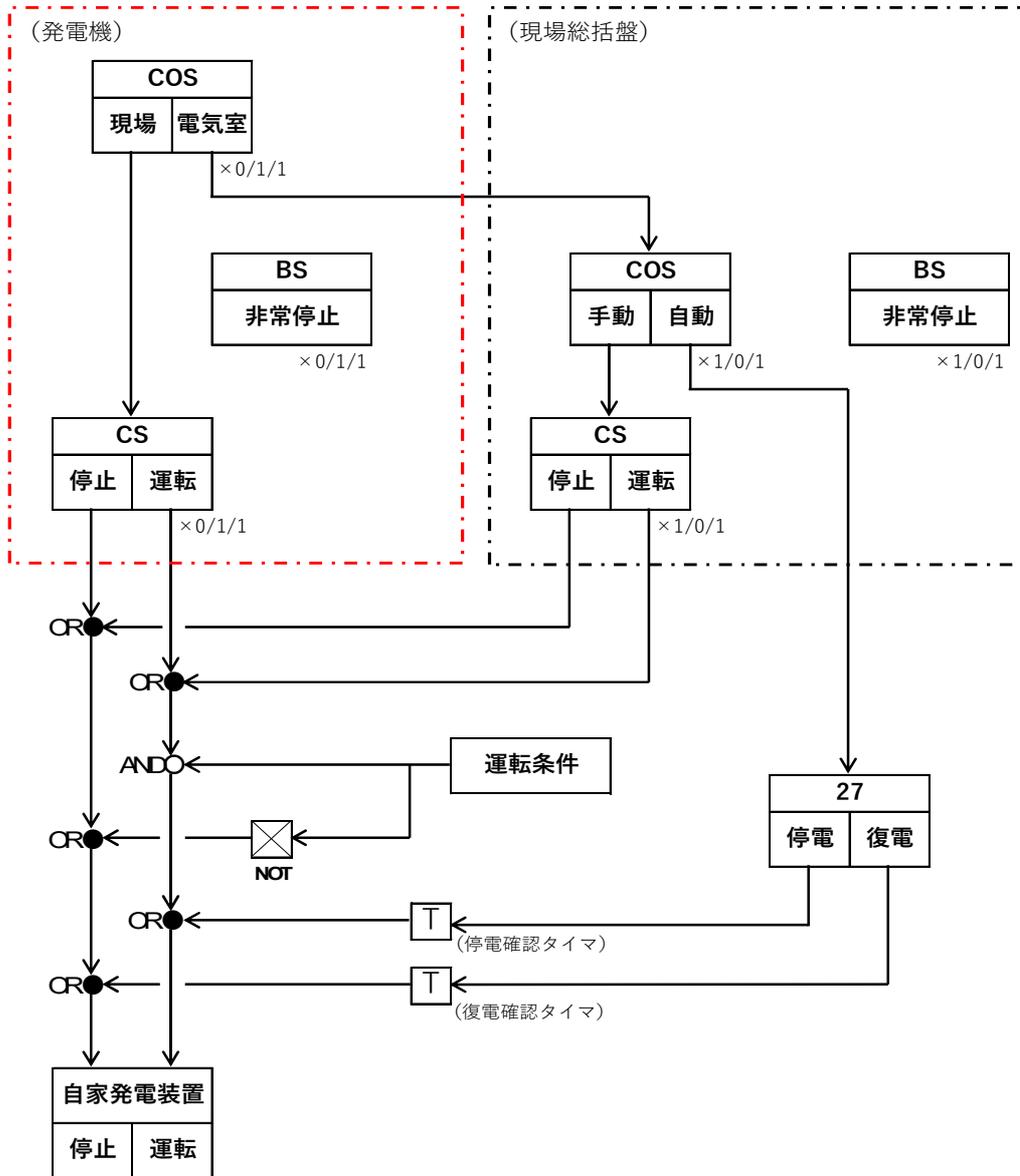
X1/X2/X

X1: 既設

X2: 今回

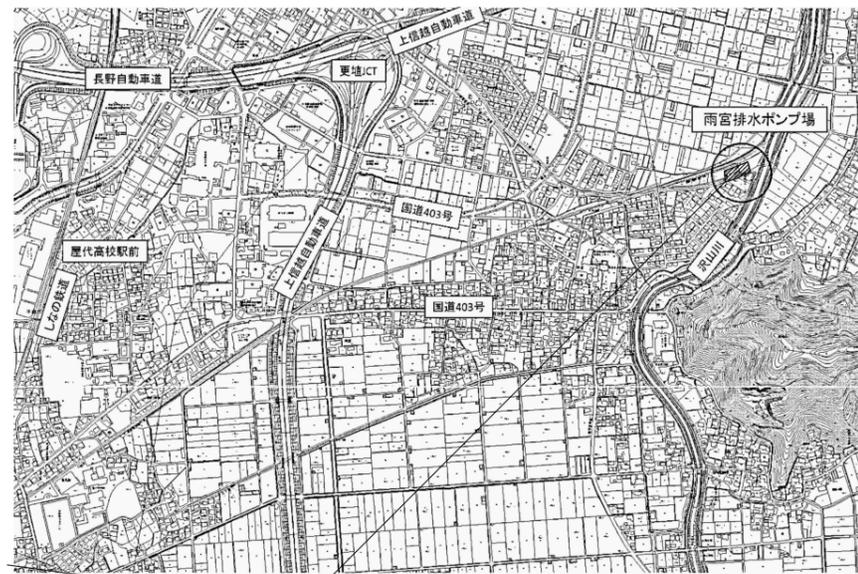
X3: 全体

設備名称	自家発電設備					容量	75kVA
機器名称	自家発電装置	既設	1台	今回	<1>台	全体	1台

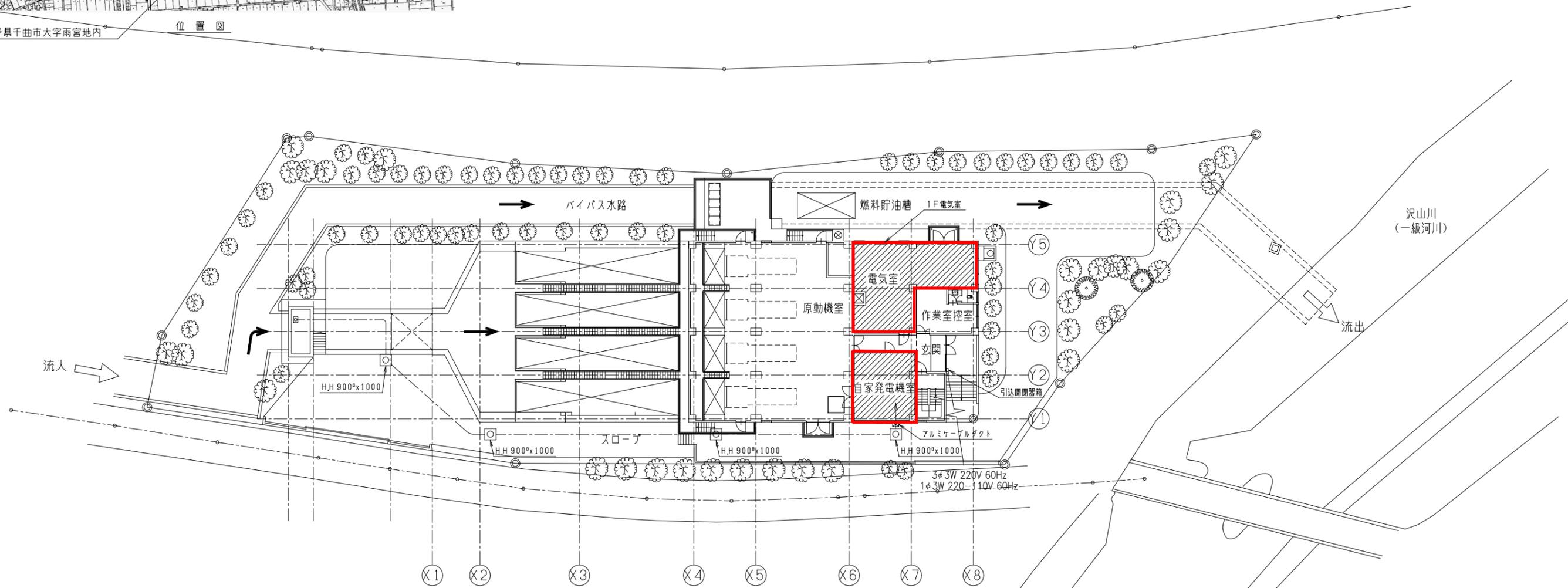


運転条件

・保護リレー動作中でない

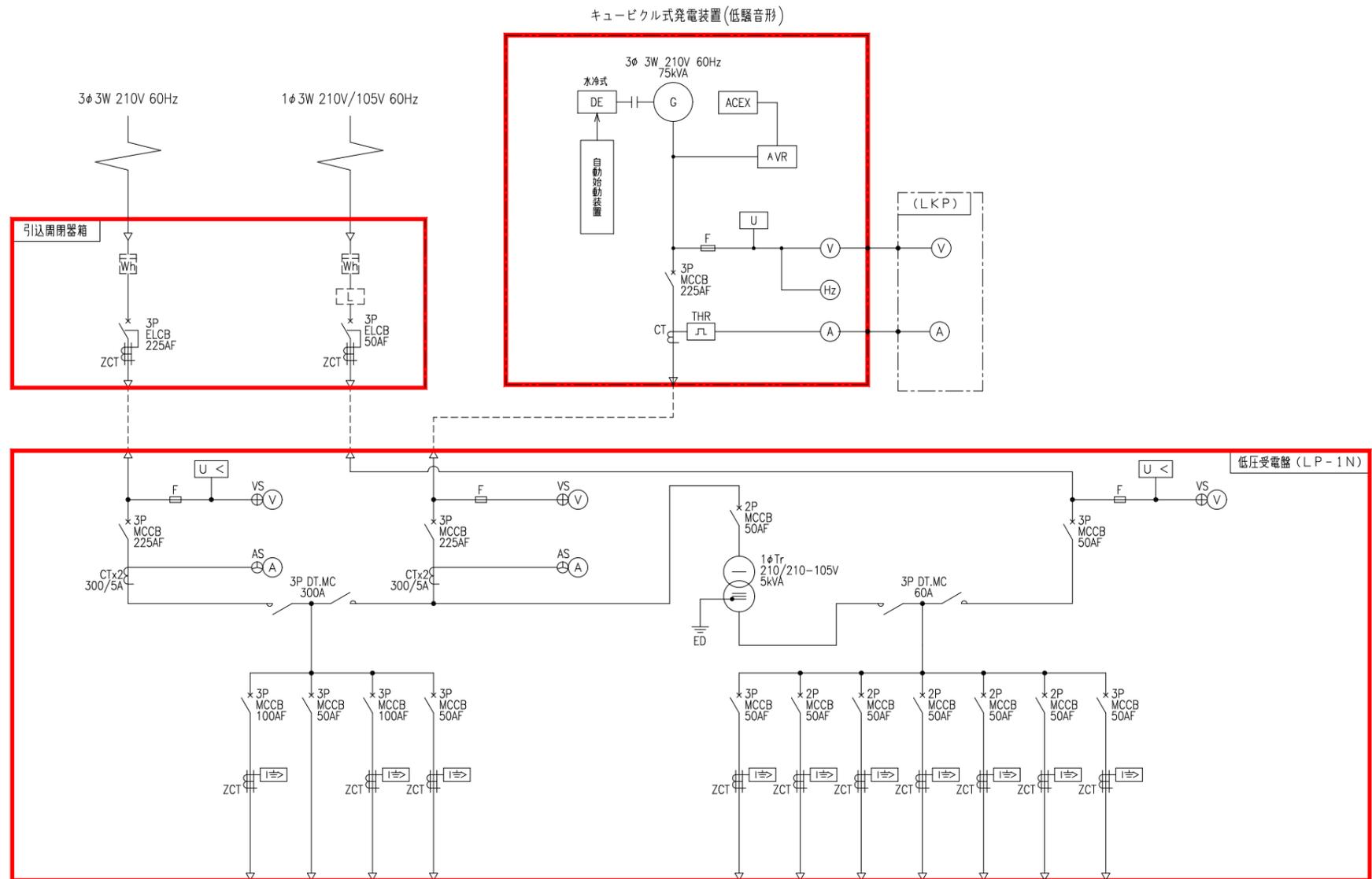


長野県千曲市大字雨宮地内 位置図



- 注記
1. は主な施工箇所を示す。
 2. は電気室等を示す。
 3. は敷地境界線を示す。

令和7年度 防災 千曲市公共下水道事業			
雨宮排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番号	1/21	一般平面図(雨宮)	縮尺 S=1/200
千曲市雨宮排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	



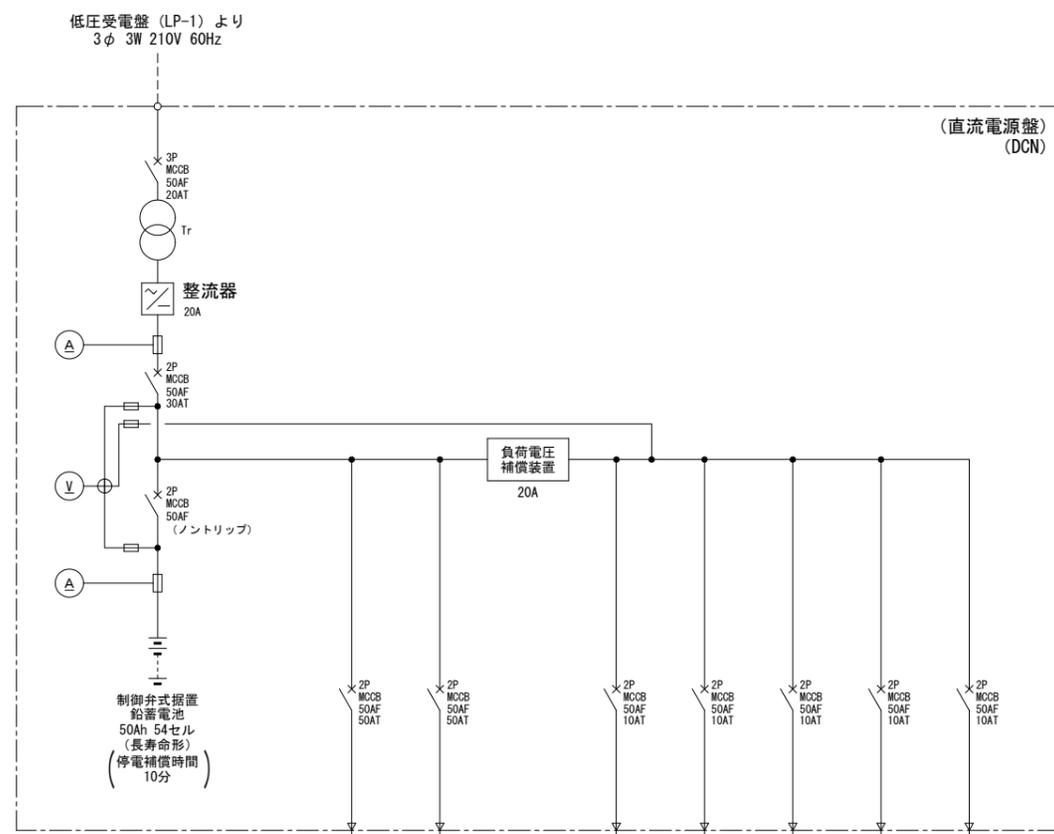
記号	名称	記号	名称
PAS	柱上気中開閉器	U>	交流過電圧継電器
VCT	取引変成器	U<	不足電圧継電器
DS	断路器	I>	過電流継電器
LA	避雷器	I=>	地絡過電流継電器
PCS	カットアウトスイッチ	I=>A	地絡方向継電器
ZVD	コンデンサ形計器用変圧器	U	交流電圧継電器
GPT	接地形計器用変圧器	U=>	地絡過電圧継電器
VCB	真空しゃ断器	2E	2要素継電器
VT	計器用変圧器	△	変換器
CT	変流器	THR	熱動継電器
SR	直列リアクトル	G	発電機
SC	コンデンサ	EX	励磁機
T	変圧器	AVR	自動電圧調整器
VCS	真空スイッチ	DE	ディーゼル機関
MCCB	配線用しゃ断器	GT	ガスタービン機関
PF	電力ヒューズ		
ZCT	零相変流器		
V	電圧計		
A	電流計		
Hz	周波数計		
W	電力計		
Wh	電力量計		
COSφ	力率計		

負荷名	買電負荷設備 コトロ-ルセタ	直流電源盤	自家発電 負荷設備 コトロ-ルセタ	建築付帯 動力設備	
容量 (kW)	既設	20.4	5.5kVA	13.25	9.12
	今回	-	-	-	-
	全体	22.0	5.5kVA	23.55	9.12
備考	CC-1N	DCN	CC-2N	P-1	

建築照明 電源	屋内照明 スペースヒータ 電源	計装電源	自動通報装置	自家発電 充電器	自家発電 ヒータ	予備
7.62	0.5	0.5	0.1	-	-	-
4.91	-	-	-	0.5kVA	0.6kVA	-
4.91	0.5	0.5	0.1	0.5kVA	0.6kVA	-
L-1				1φ200V	1φ200V	

注記
1. 0.5kVA は今回を示す。

令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業 雨水排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番号	2/21	低圧単線結線図	縮尺 S-NONE
千曲市雨水排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		照査技術者	
調査会社		主任技術者	
		主任技術者	



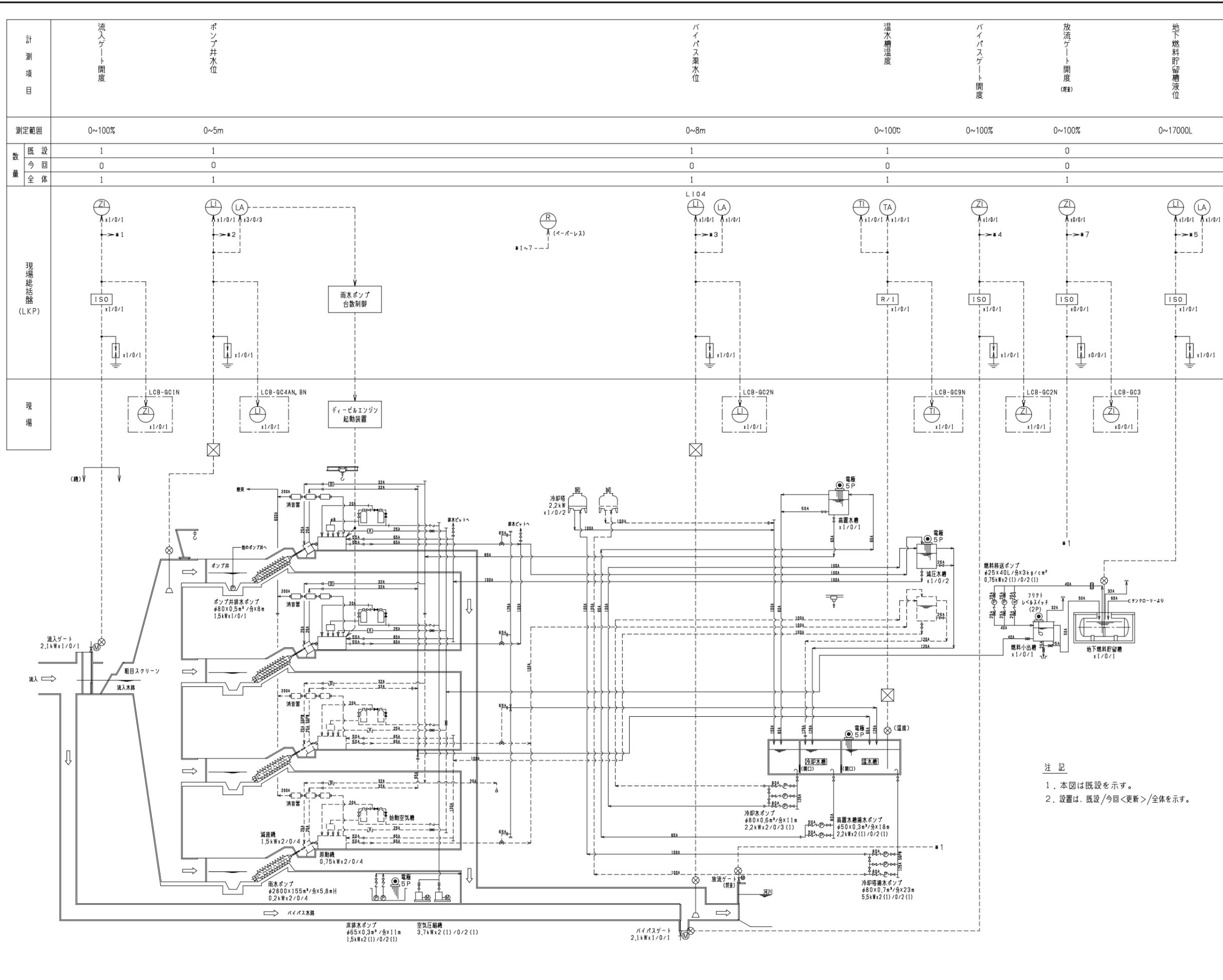
記号	名称
MCCB	配線用しゃ断器
Tr	変圧器

名称	切替開閉器 投入電源	予備	受電設備 制御電源	自家発電設備 電源 予備	監視・ 計装電源	雨水ポンプ 制御電源	予備
既設	5	—	3	—	3	3	—
今回	<5>	—	<3>	—	—	—	—
全体	5	—	3	—	3	3	—
備考							

直流電源装置単線結線図
(既設)

- 注記
1. は今回を示す。
 2. は撤去を示す。

令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業			
雨水排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番 号	3/21	直 流 電 源 装 置 単 線 結 線 図	縮 尺 S=NONE
千曲市雨水排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
		照 査	設 計
千 曲 市 役 所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	

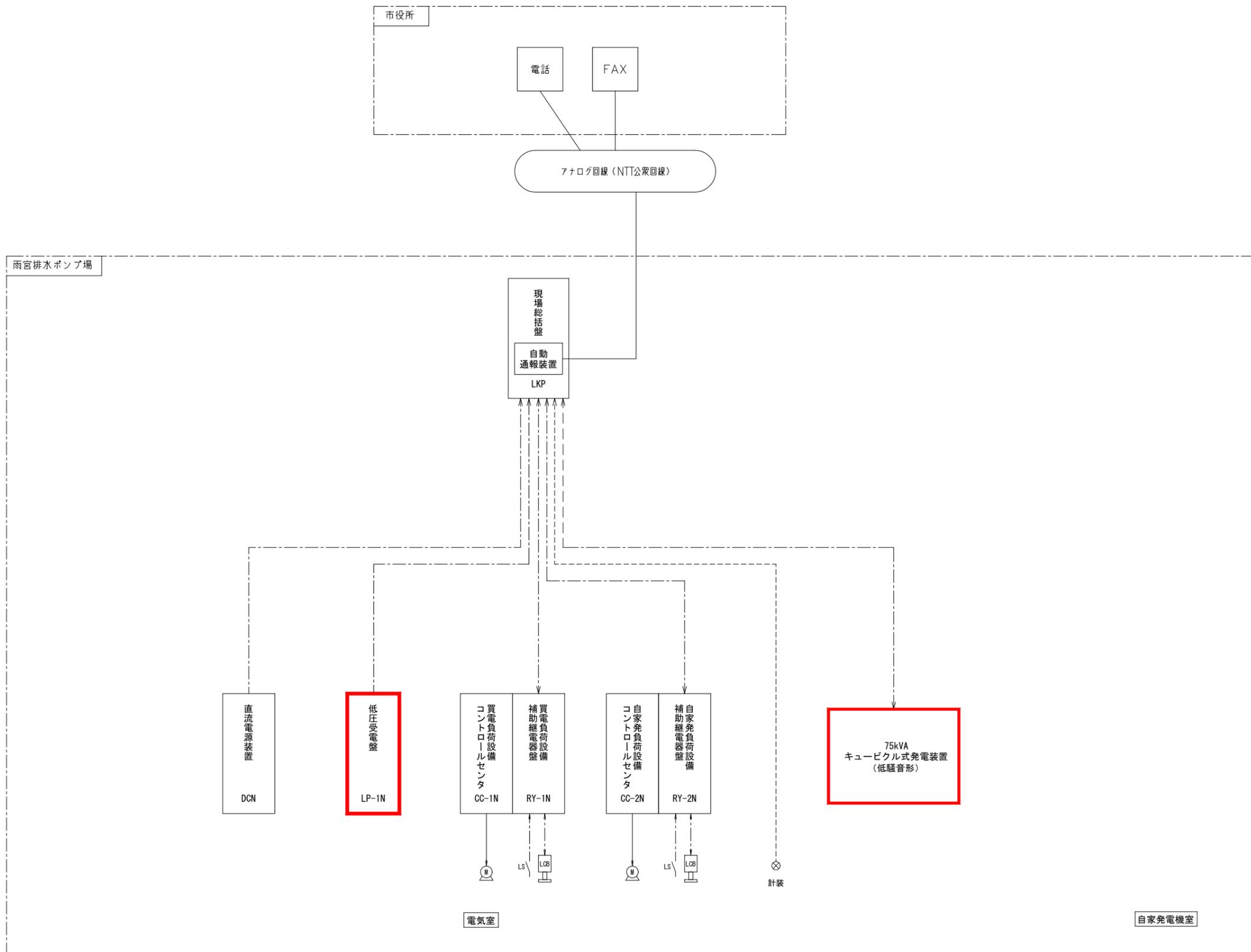


凡例

記号	名称	備考
⊗	発信器	
⊙	投込式水位計	
⊕	電極式水位計	
⊖	フリクト式水位計	
⊗	電磁流量計	
⊕	オリフィス流量計	
⊖	超音波式濃度計	
Do	溶存酸素濃度	
UV	汚濁量計	
F	流量	
L	液位	
D	濃度	
P	圧力	
Z	開度	
W	重量	
T	温度	
A	警報設定器	
I	指示計	
C	調節計	
r	比率	
S	設定器	
⊗	乗算器	
⊕	加算器	
R	記録計	
Q	積算計	
OL	フナル-ブントロー	
HC	手動設定器	
D	ディストリビュータ	
⊖	アレスタ	
ISO	アイソレータ	

注記
 1. 本図は既設を示す。
 2. 設置は、既設/今回<更新>/全体を示す。

令和7年度 防災 千曲市公共下水道事業			
雨水排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番号	4/21	計装フローシート	縮尺 S=NONE
千曲市雨水排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		調査技術者	
調査会社		主任技術者	



凡例

—— 伝送

----- 直送

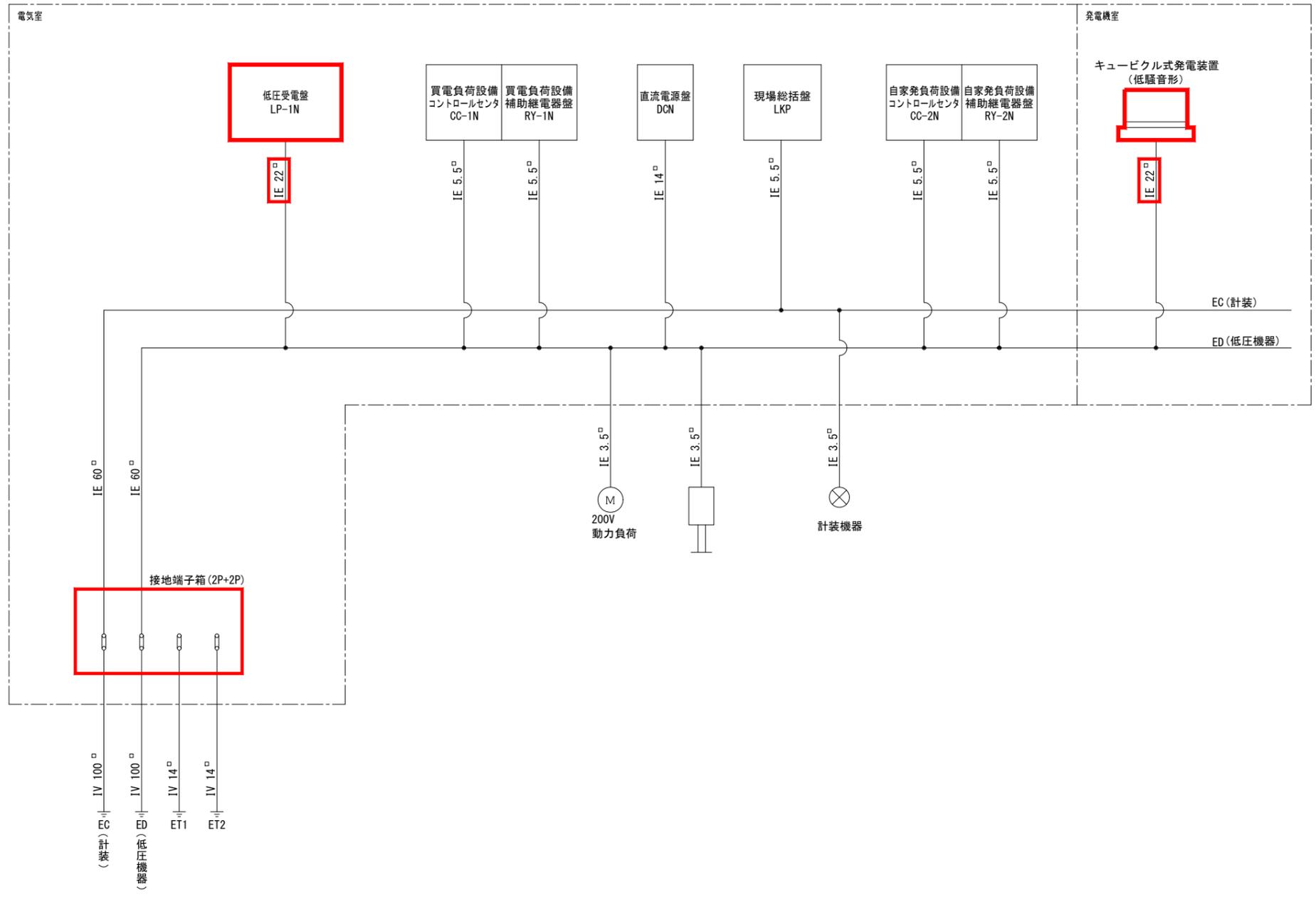
..... 計装

システム構成図

注記

1. は今回を示す。
2. は機能増設を示す。

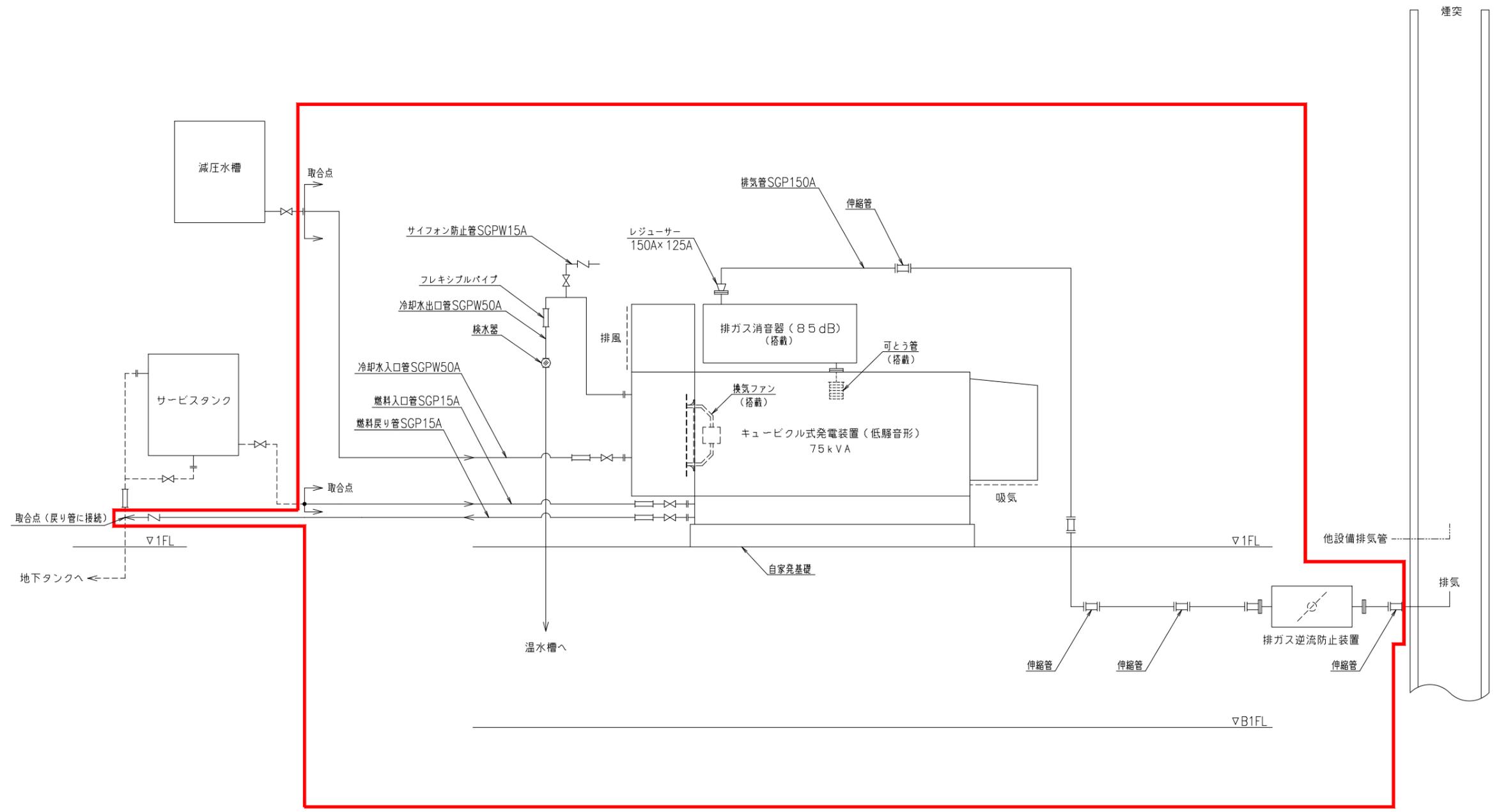
令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業			
雨宮排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番号	5/21	システム構成図	縮尺 S=NONE
千曲市雨宮排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		照査技術者	
調査会社		主任技術者	
		主任技術者	



接地系統図

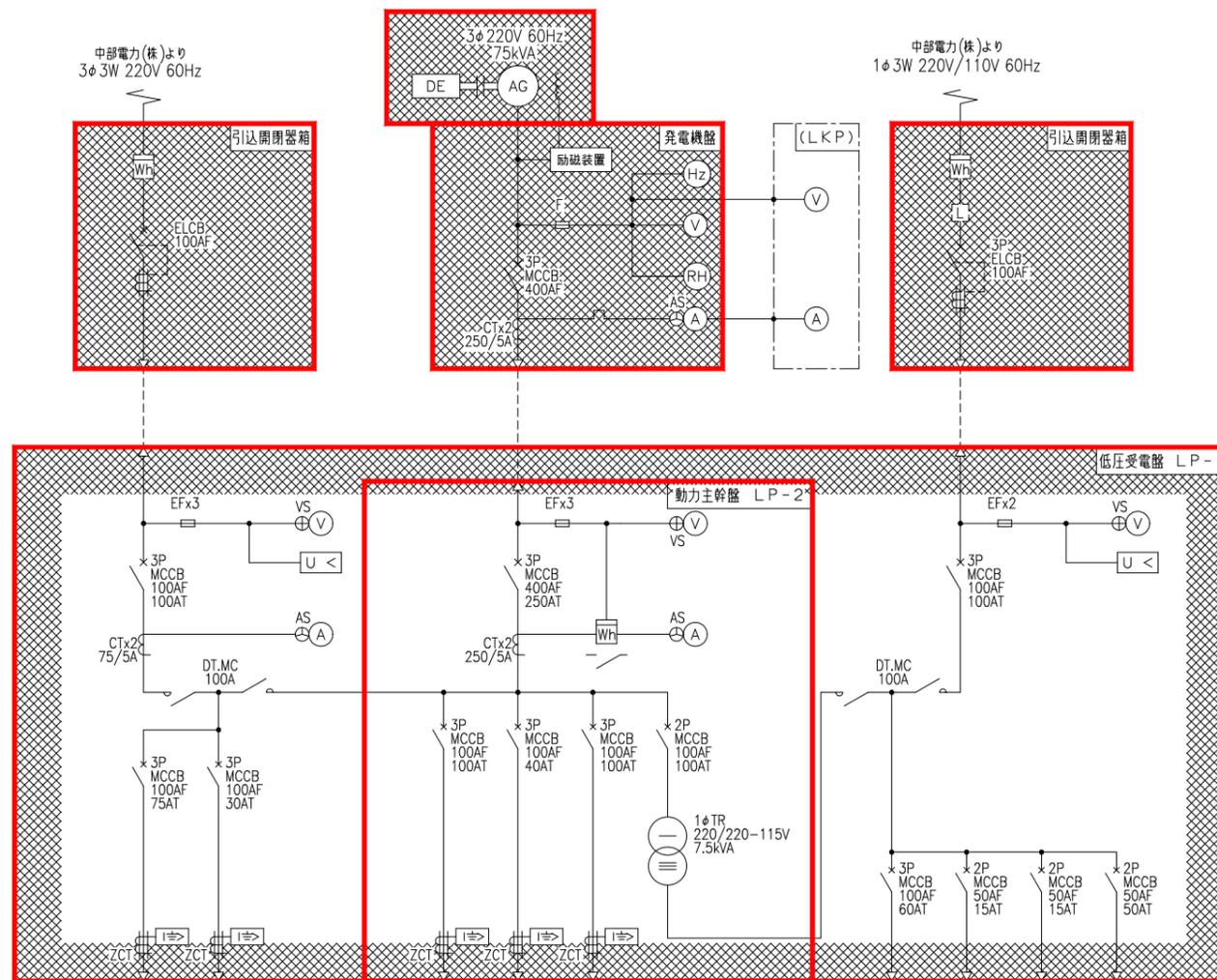
注記
1. は、今回を示す。

令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業			
雨宮排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番号	6/21	接地系統図	縮尺 S=NONE
千曲市雨宮排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	



注記
1. は今回を示す。

令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業			
雨宮排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番号	7/21	自家発電系統図	縮尺 S=NONE
千曲市雨宮排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	



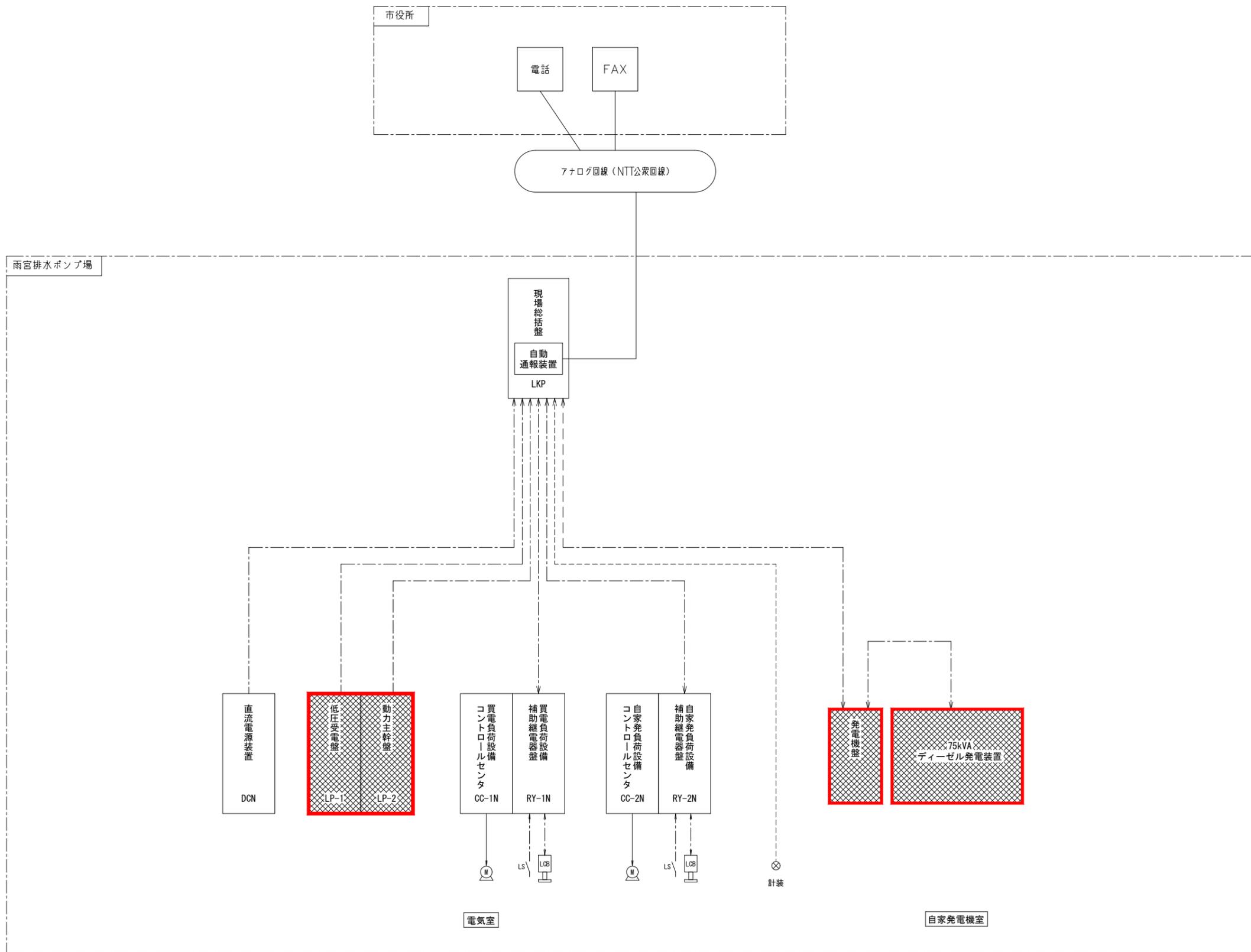
負荷名	買電負荷設備 コントロール等	直流電源盤	自家発 負荷設備 コントロール等	建築付帯 動力設備	予備	建築照明電源	盤内照明 スペースヒータ 電源	計装電源	自動通報装置	
容量 (kW)	既設	20.4	5.5kVA	13.25	9.12	-	7.62	0.5	0.5	0.1
	今回	-	1.3kVA	-	-	-	-	-	-	-
	全体	24.9	5.5kVA	23.55	9.12	-	7.62	0.5	0.5	0.1
備考										

記号	名称	記号	名称
PAS	柱上気中開閉器	U>	交流過電圧継電器
VCT	取引変成器	U<	不足電圧継電器
DS	断路器	I>	過電流継電器
LA	避雷器	I>	地絡過電流継電器
PCS	カットアウトスイッチ	I>	地絡方向継電器
ZVD	コンデンサ形計器用変圧器	U	交流電圧継電器
GPT	接地形計器用変圧器	U>	地絡過電圧継電器
VCB	真空しゃ断器	2E	2要素継電器
VT	計器用変圧器	△	変換器
CT	変流器		
SR	直列リアクトル	G	発電機
SC	コンデンサ	EX	励磁機
T	変圧器	AVR	自動電圧調整器
VCS	真空スイッチ	DE	ディーゼル機関
MCCB	配線用しゃ断器	GT	ガスタービン機関
PF	電力ヒューズ		
ZCT	零相変流器		
V	電圧計		
A	電流計		
Hz	周波数計		
W	電力計		
Wh	電力量計		
COSφ	力率計		

注記

1. は撤去を示す。

令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業			
雨宮排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番号	8/21	単線結線図 (撤去)	縮尺 S=NONE
千曲市雨宮排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	



システム構成図

注記

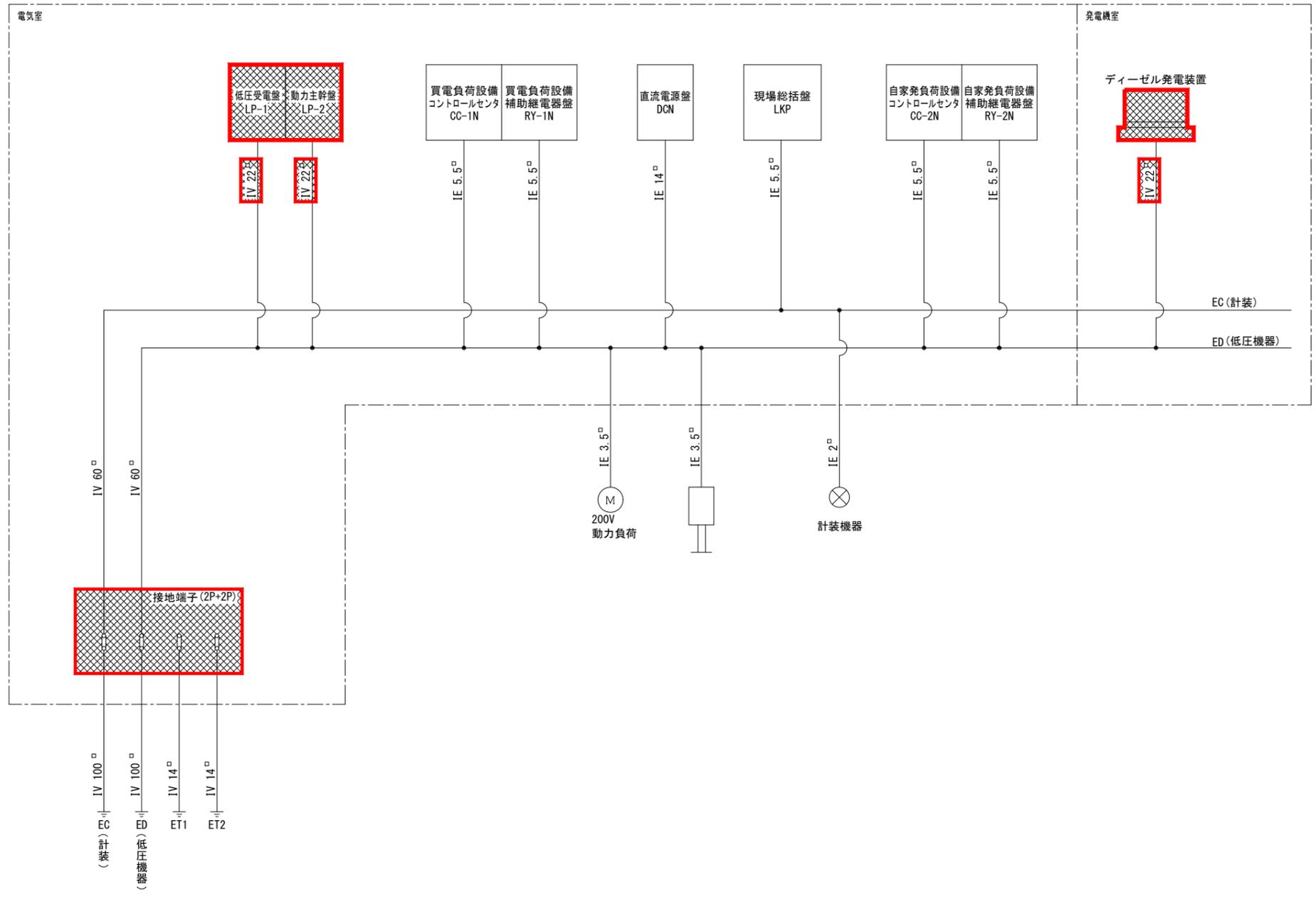
1. XXXX は、撤去を示す。

凡例

- 伝送
- - - 直送
- 計装

令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業			
雨宮排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番号	9/21	システム構成図 (撤去)	縮尺 S=NONE

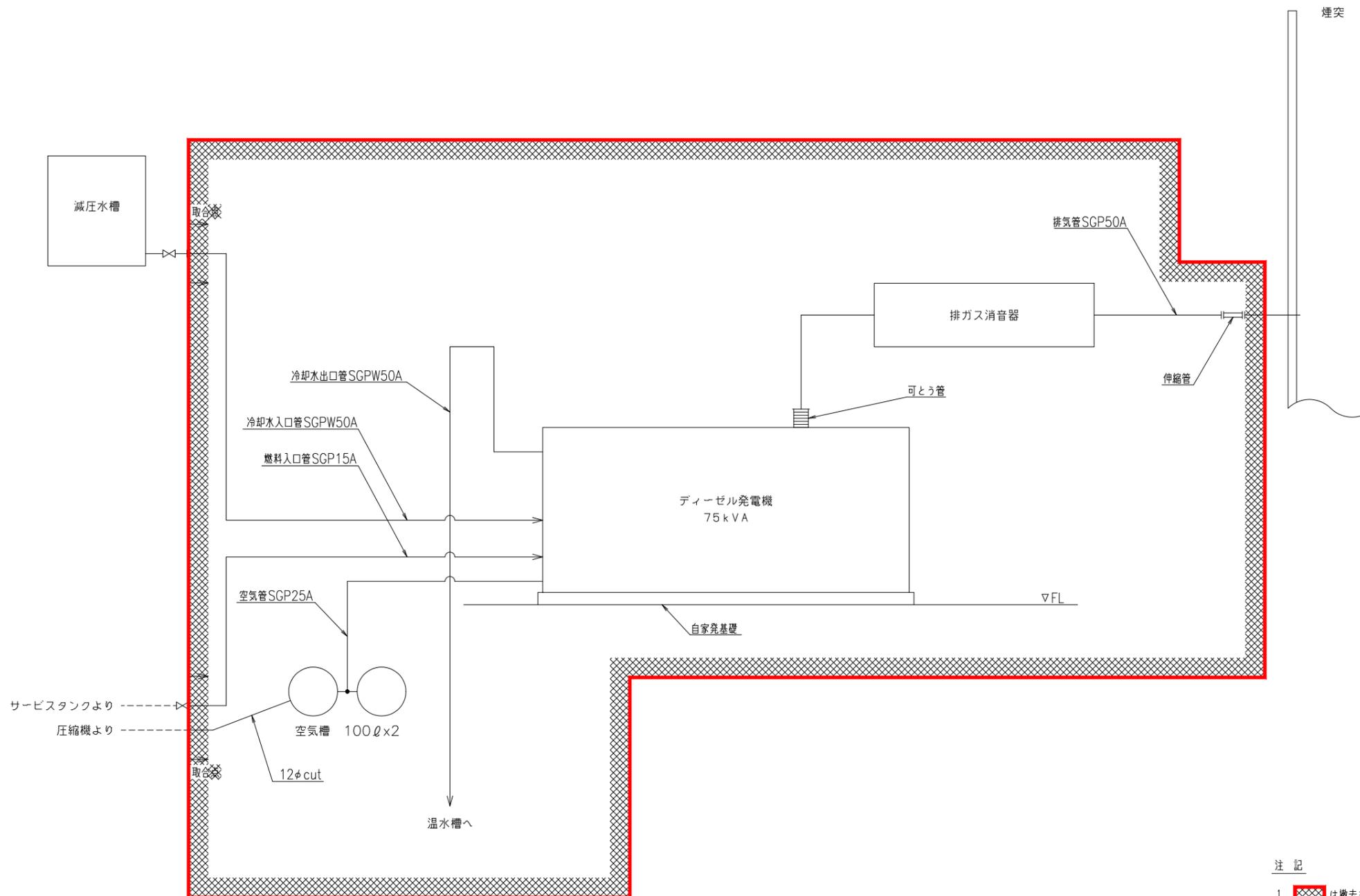
千曲市雨宮排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	



接地系統図

注記
1.  は、撤去を示す。

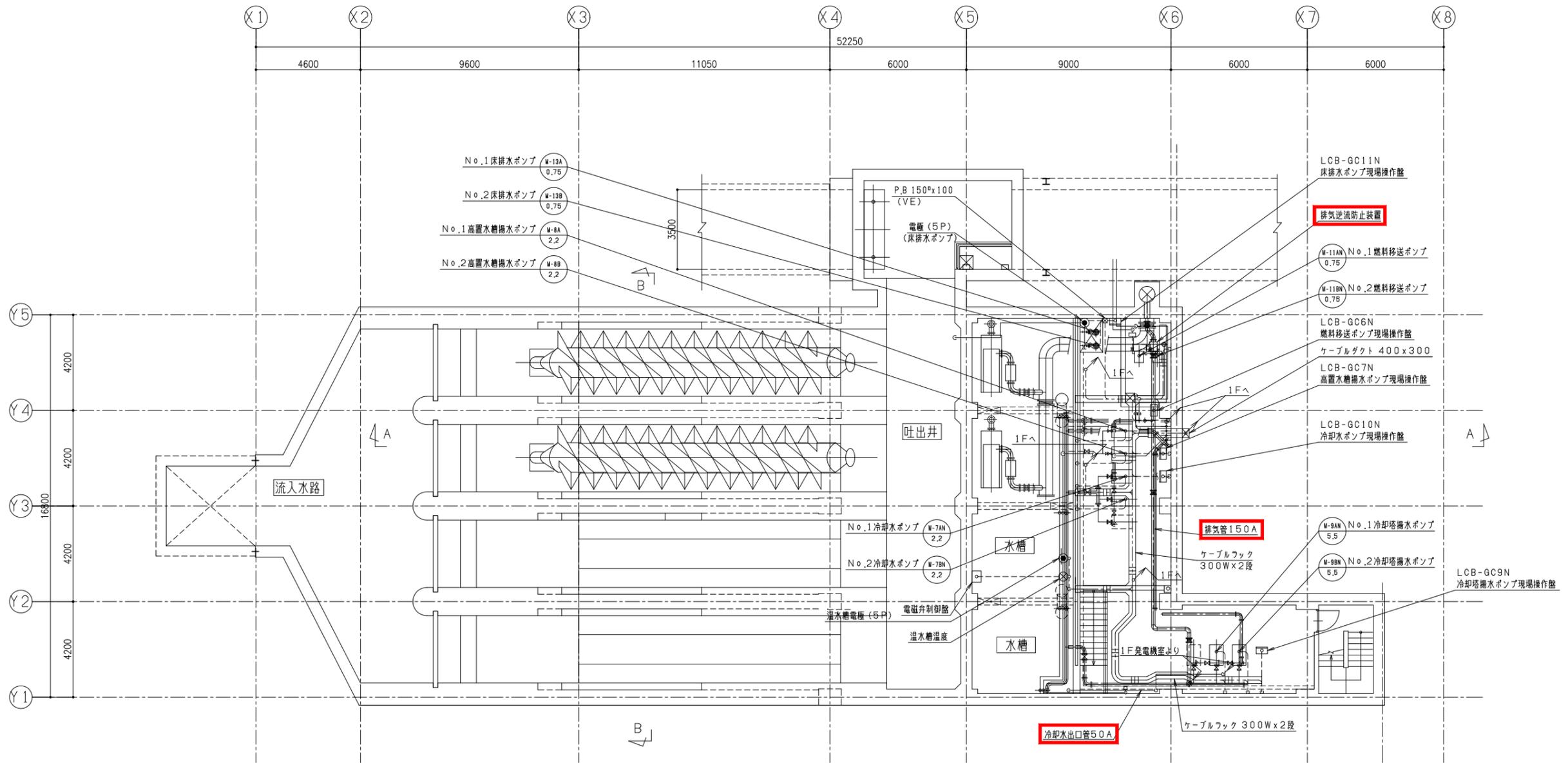
令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業			
雨宮排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番号	10/21	接地系統図 (撤去)	縮尺 S=NONE
千曲市雨宮排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	



注記

1.  は撤去を示す。

令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業			
雨宮排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番号	11/21	自家発電設備 (撤去)	縮尺 S=NONE
千曲市雨宮排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	

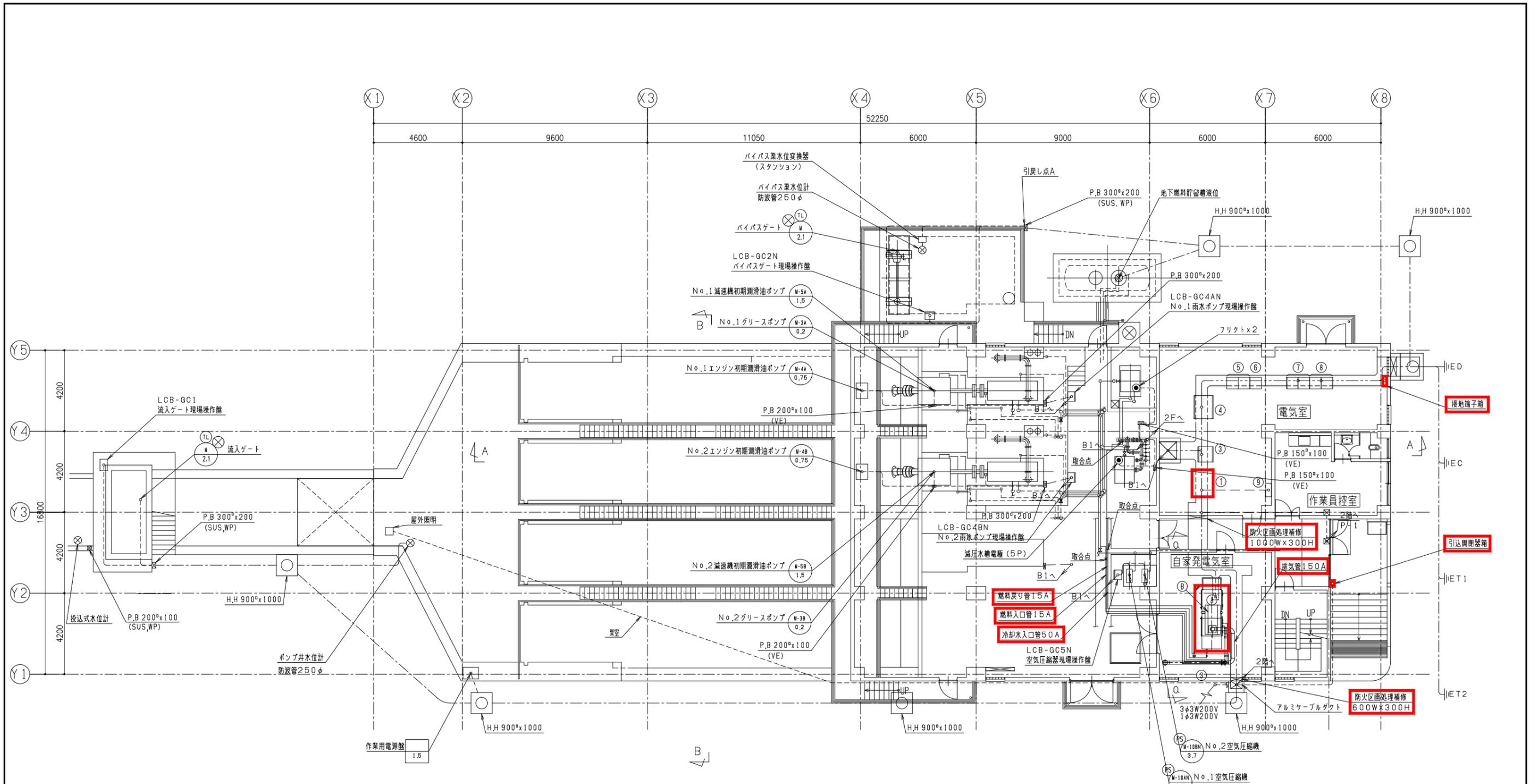


地下1階平面図

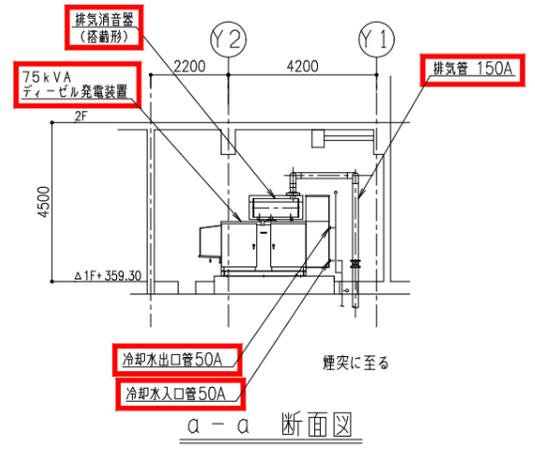
注記

1. は今回を示す。

令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業			
雨宮排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番号	12/21	地下1階平面図	縮尺 S=1/100
千曲市雨宮排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	



1 階 平 面 図



電気室機器名称表

番号	記号	機器名称	備考
①	LP-1N	低圧受電盤	今回
②			
③	DCN	直流電源盤	既設
④	LKP	現場総括盤	既設
⑤	CC-1N	買電負荷設備コントロールセンタ	既設
⑥	RY-1N	買電負荷設備補助継電器盤	既設
⑦	CC-2N	自家発電負荷設備コントロールセンタ	既設
⑧	RY-2N	自家発電負荷設備補助継電器盤	既設
⑨	L-1	建築付帯電灯盤	既設

自家発電電気室機器名称表

番号	記号	機器名称	備考
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
⑪			
⑫			
⑬			
⑭			
⑮			
⑯			
⑰			
⑱			
⑲			
⑳			
㉑			
㉒			
㉓			
㉔			
㉕			
㉖			
㉗			
㉘			
㉙			
㉚			
㉛			
㉜			
㉝			
㉞			
㉟			
㊱			
㊲			
㊳			
㊴			
㊵			
㊶			
㊷			
㊸			
㊹			
㊺			
㊻			
㊼			
㊽			
㊾			
㊿			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			
82			
83			
84			
85			
86			
87			
88			
89			
90			
91			
92			
93			
94			
95			
96			
97			
98			
99			
100			

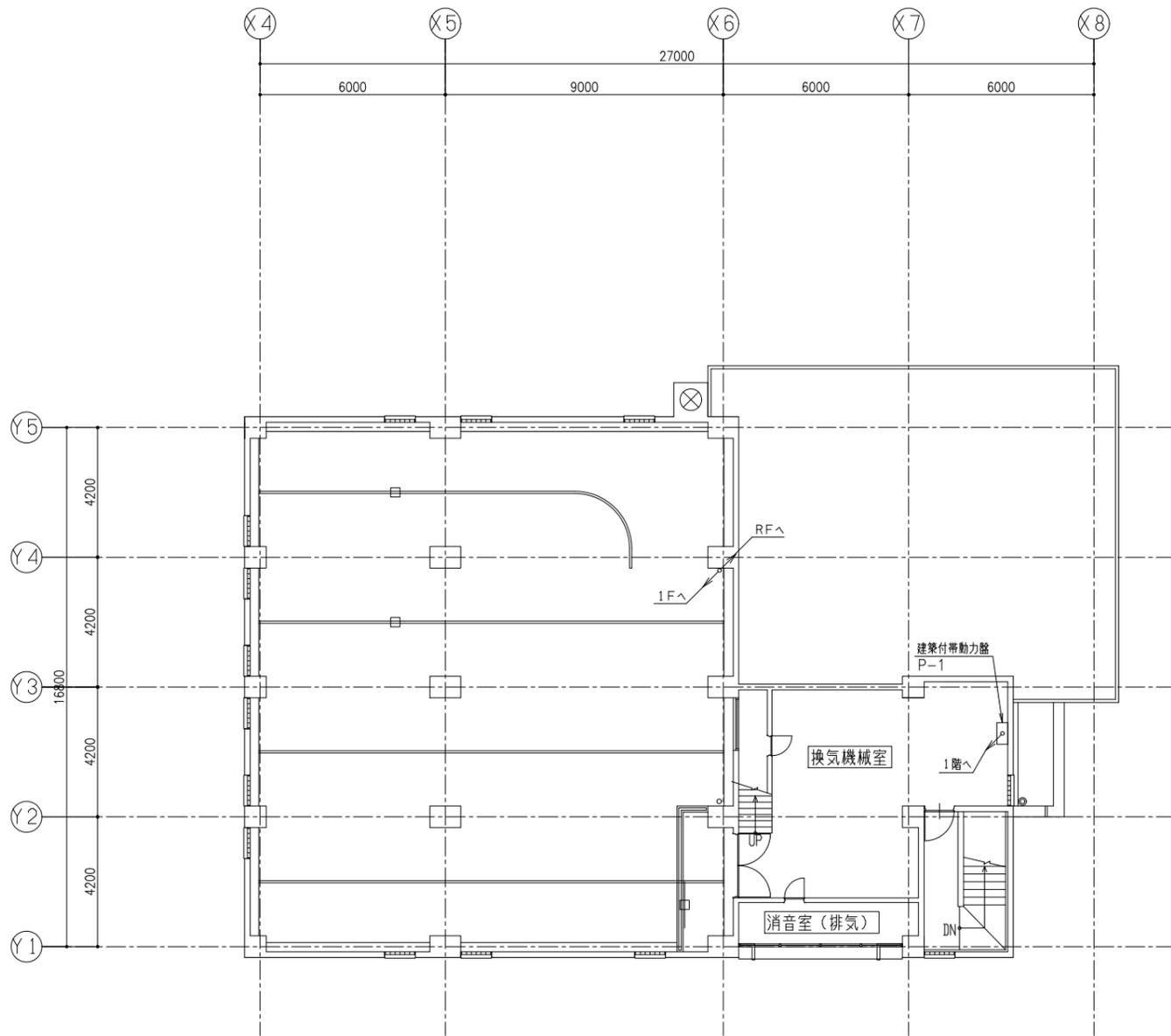
注 記

1. は今回を示す。
2. は機能増設を示す。
3. は再取付を示す。

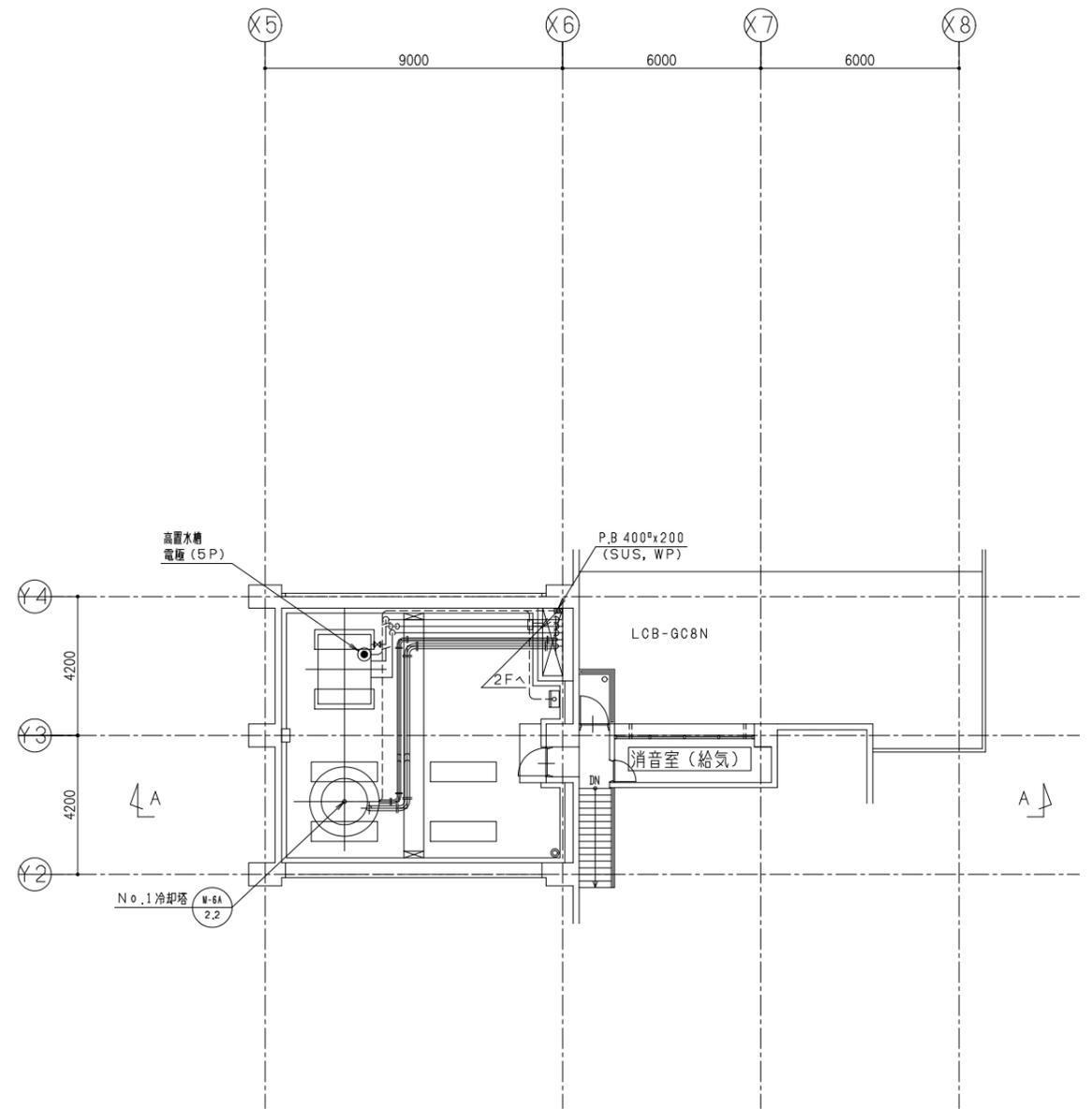
令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業
 雨水排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事
 番号 13/21 1階平面図 縮尺 S=1/100

千曲市雨水排水ポンプ場
 千曲市 大字 雨宮

設計会社	管理技術者
測量会社	調査技術者
調査会社	主任技術者
	主任技術者



2 階 平 面 図

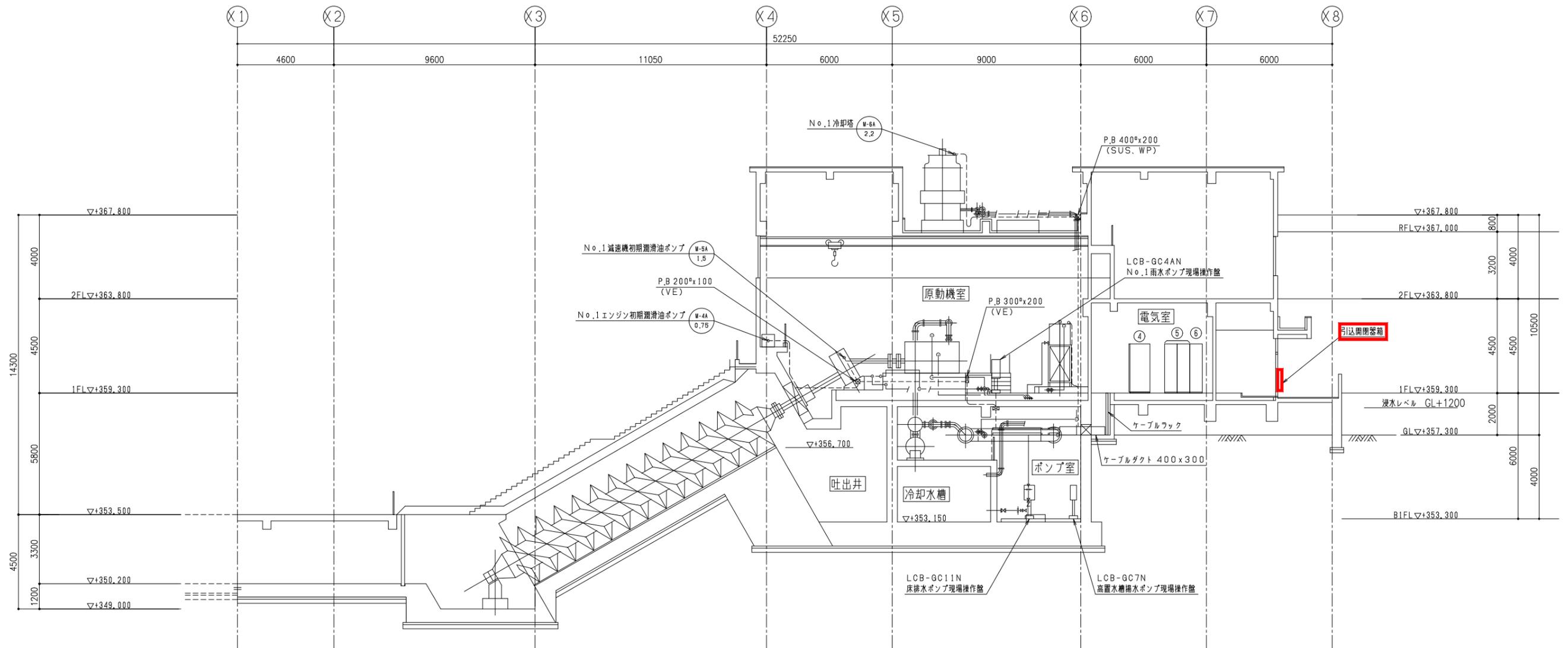


R 階 平 面 図

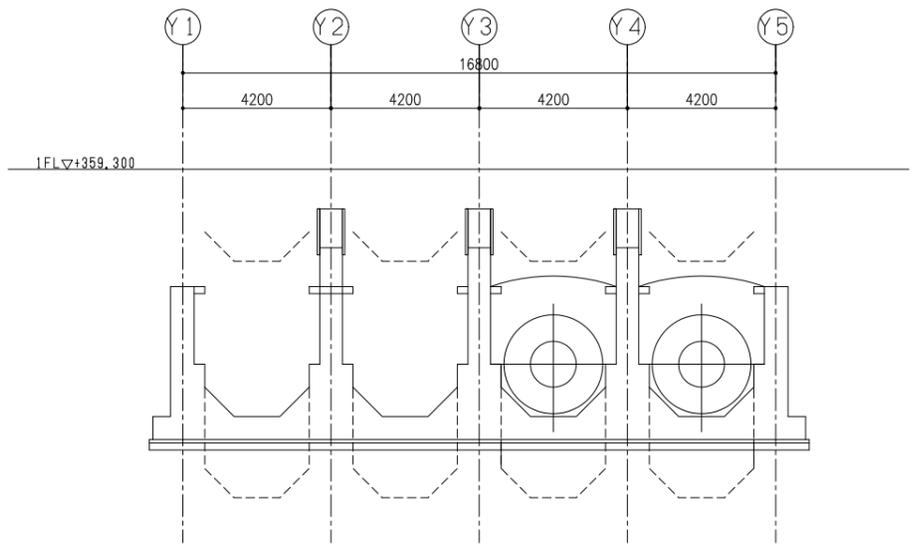
注 記

1. 本図は配線経路を示す。

令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業 雨宮排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番 号	14/21	2 階, R 階平面図	縮 尺 S=1/100
千曲市雨宮排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
		照 査	設 計
千 曲 市 役 所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		照査技術者	
調査会社		主任技術者	
		主任技術者	



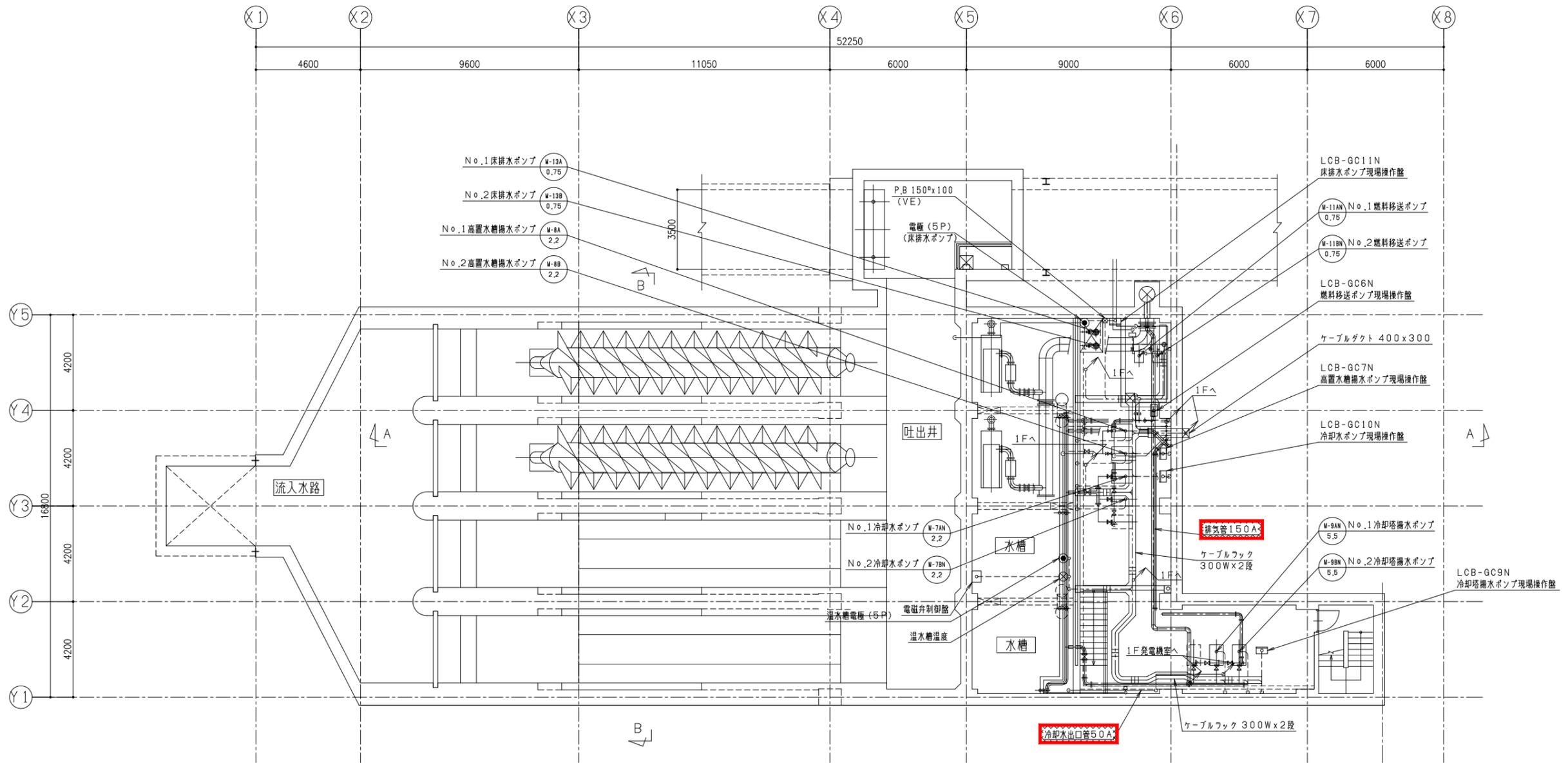
A - A 断面図



B - B 断面図

注記
1. は今回を示す。

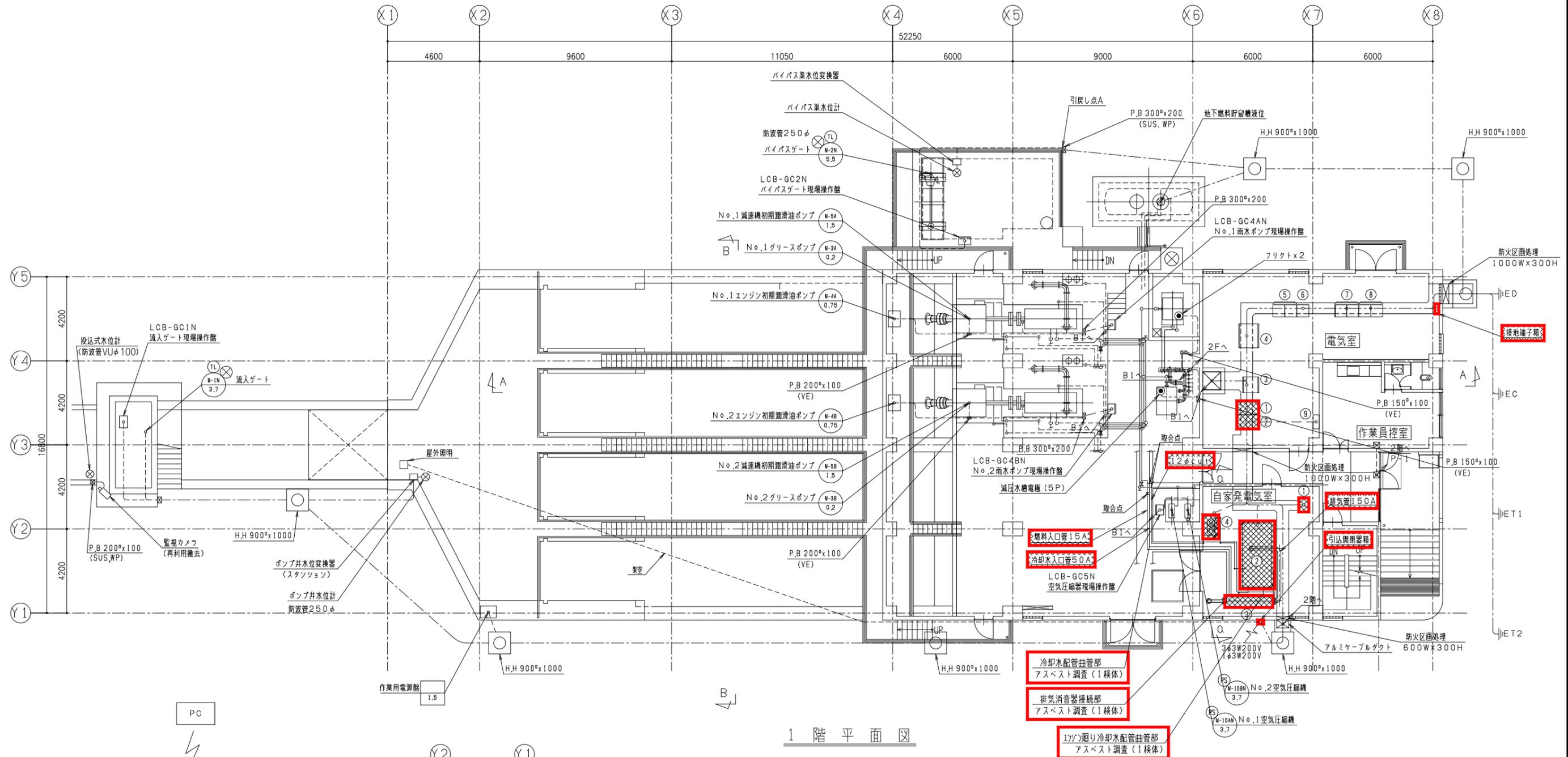
令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業			
雨宮排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番号	15/21	断面図	縮尺 S=1/100
千曲市雨宮排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	



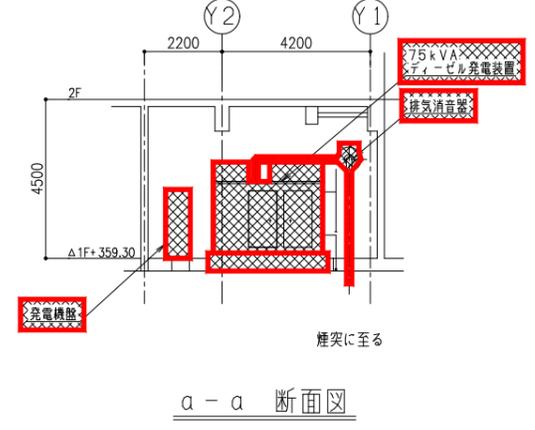
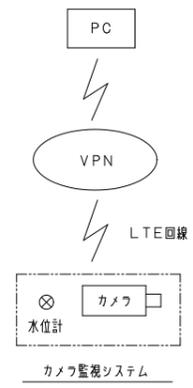
地下 1 階 平面 図

注 記
 1. は撤去を示す。

令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業			
雨宮排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番 号	16/21	地下1階平面図	縮 尺 S=1/100
千曲市雨宮排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
		照 査	設 計
千 曲 市 役 所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		照査技術者	
調査会社		主任技術者	
		主任技術者	



1階平面図



電気室機器名称表

番号	記号	機器名称	備考
①	LP-1	低圧受電盤	撤去
②	LP-2	動力主幹盤	撤去
③	DCN	直流電源盤	既設
④	LKP	現場総括盤	既設
⑤	CC-1N	買電負荷設備コントロールセンタ	既設
⑥	RY-1N	買電負荷設備補助継電器盤	既設
⑦	CC-2N	自家発電設備コントロールセンタ	既設
⑧	RY-2N	自家発電設備補助継電器盤	既設
⑨	L-1	建築付帯電灯盤	既設

自家発電室機器名称表

番号	記号	機器名称	備考
①	LP-C	発電機盤	撤去
②		自家発電装置75kVA	撤去
③		排ガス消音器	撤去
④		空気櫃100Lx2	撤去

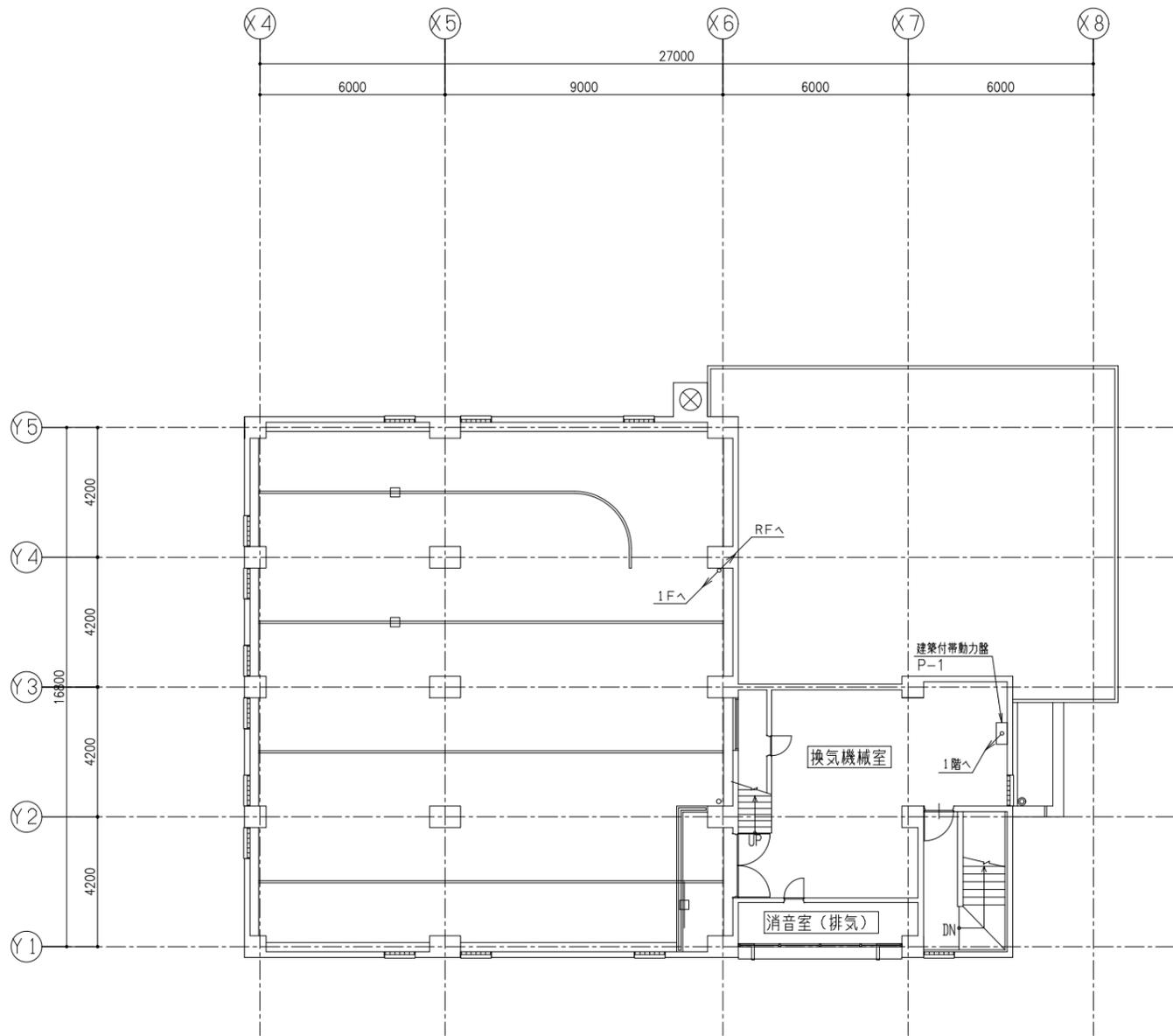
- 注記
- ① は今回を示す。
 - ② は撤去を示す。
 - 接地極は埋め殺しとする。
 - 冷却水配管曲管部・エンジン廻り冷却水配管曲管部及び排気消音器接続部は、アスベスト調査(3棟体)を行う。

令和7年度 防災 千曲市公共下水道事業
 雨水排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事
 番号 17/21 1階平面図(撤去) 縮尺 S=1/100

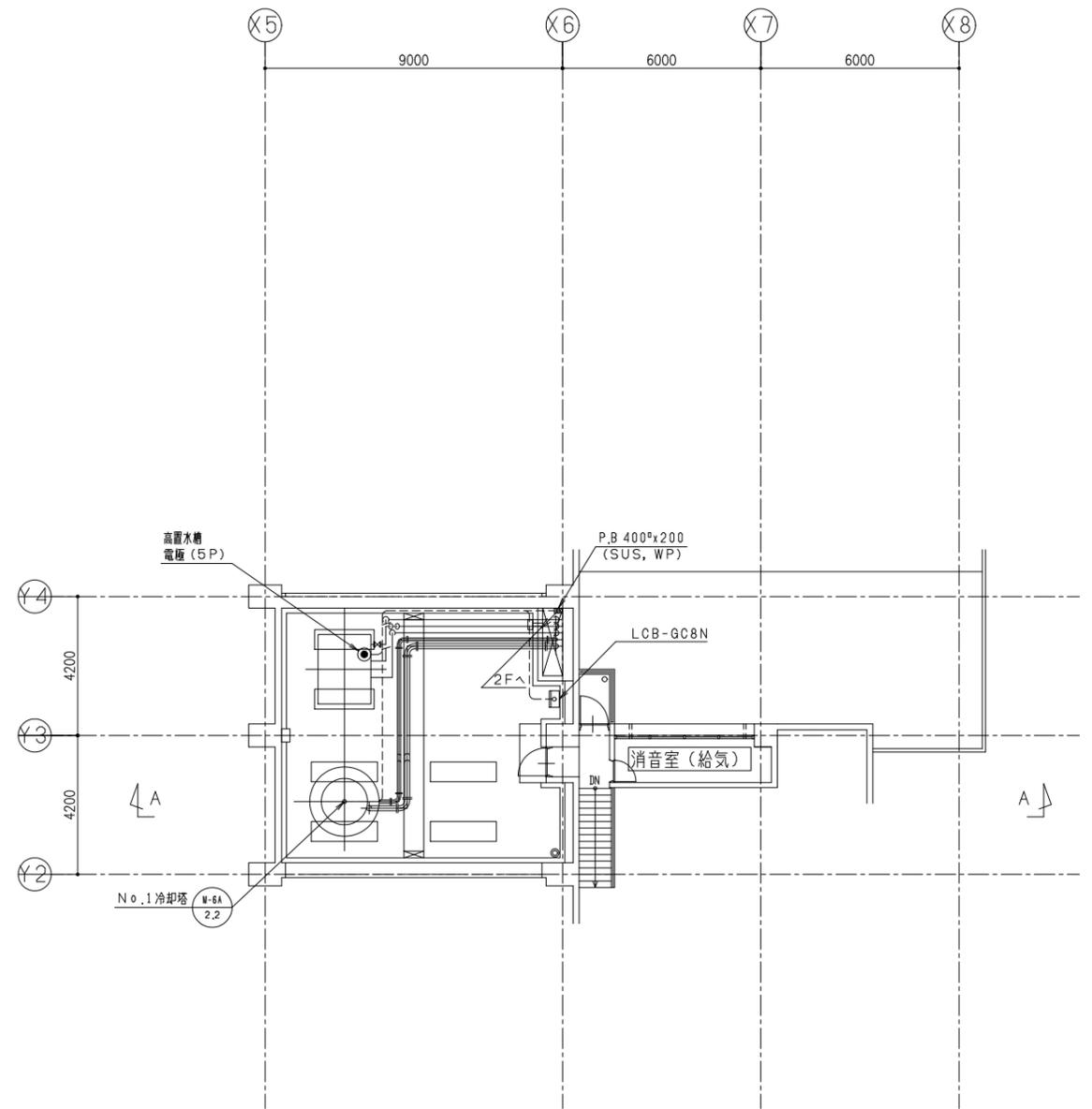
千曲市雨水排水ポンプ場
 千曲市 大字 雨宮

千曲市役所

設計会社	管理技術者
測量会社	調査技術者
調査会社	主任技術者



2 階 平 面 図

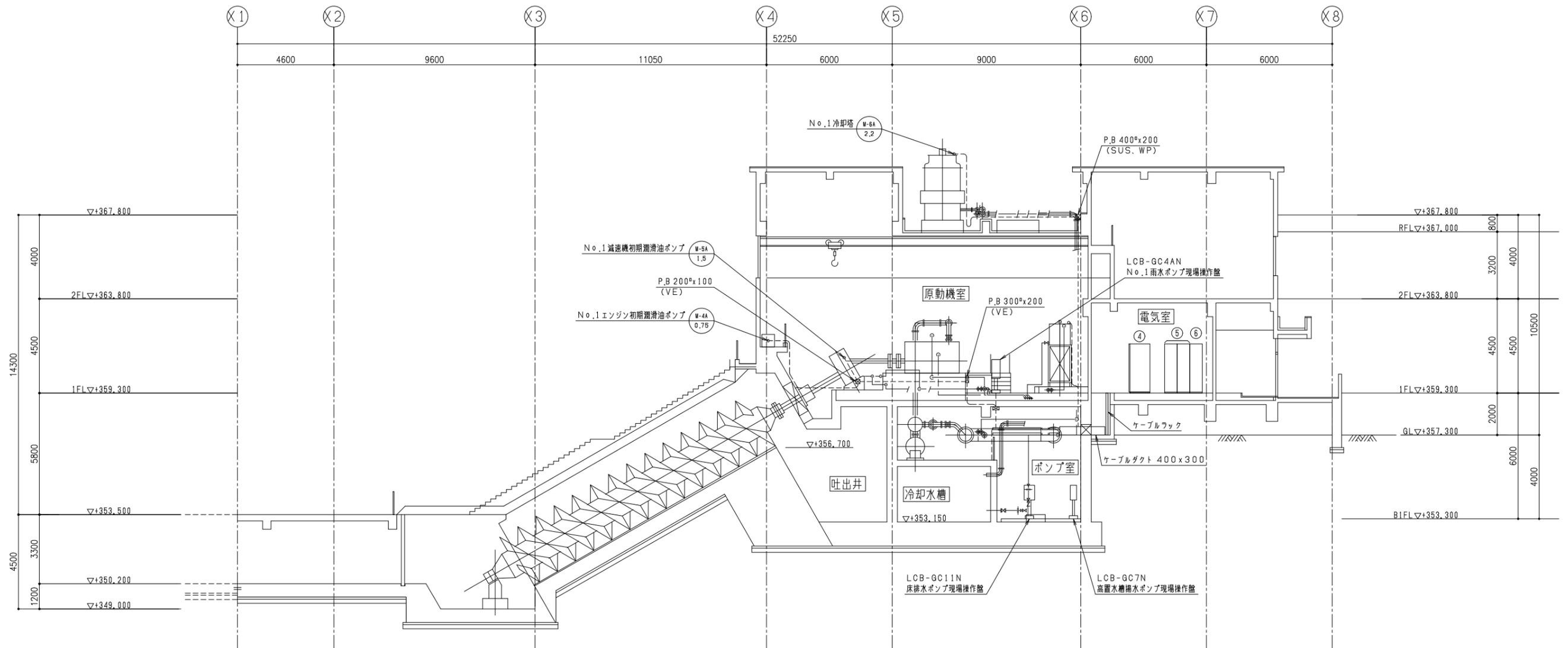


R 階 平 面 図

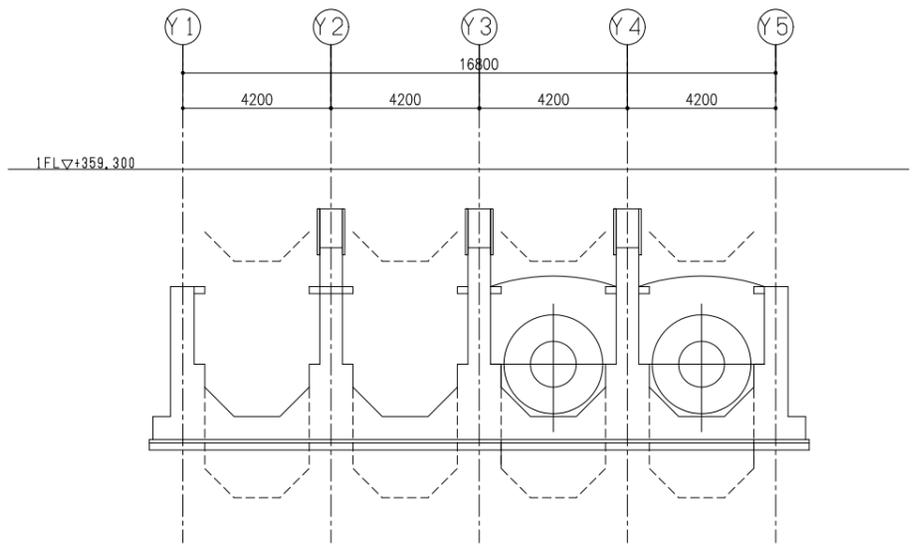
注 記

1. 本図は配線経路を示す。

令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業			
雨宮排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番 号	18 / 21	2 階 R 階平面図	縮 尺 S=1/100
千曲市雨宮排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
		照 査	設 計
千 曲 市 役 所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		照査技術者	
調査会社		主任技術者	
		主任技術者	



A - A 断面図



B - B 断面図

注記

1. 本図は配線ルートを示す。

令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業			
雨宮排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番号	19/21	断面図(撤去)	縮尺 S=1/100
千曲市雨宮排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
		照査	設計
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	

新設(補助) (1 / 1)

配線表

配線番号	自		至		配線仕様 種別、サイズ、芯数、本数	端 末		接地線 種別、サイズ	電 線 管 種別、サイズ、本数	備 考
	記号	名 称	記号	名 称		屋外	屋内			
1001		引込点		引込開閉器箱	600v-CET 150 ^φ		1 1		GP 82mm	3φ
1002		"		"	600v-CE 14 ^φ - 3C		1 1		GP 36mm	1φ
1003		発電機	LP-1N	低圧受電盤	600v-CET 150 ^φ		2 IE 22 ^φ			
1004		引込開閉器盤	"	"	600v-CET 150 ^φ		2 IE 22 ^φ		GP 82mm	3φ
1005		"	"	"	600v-CE 14 ^φ - 3C		2		GP 36mm	1φ
1006	LP-1N	低圧受電盤	L-1	建築付帯電灯盤	600v-CE 14 ^φ - 3C		2			
1007	"	"	P-1	建築付帯動力盤	600v-CE 14 ^φ - 3C		2			
1008	"	"	"	自家発充電器	600v-CE 2 ^φ - 2C					
1009	"	"	"	自家発C-7	600v-CE 2 ^φ - 2C					
1010	"	"	LKP	現場総括盤	CEE 1.25 ^φ - 20C					
1011	LKP	現場総括盤	"	発電機	CEE 2 ^φ - 2C x 2					
1012	"	"	"	"	CEE 1.25 ^φ - 20C					
1013		接地端子箱		接地幹線E C	IE 60 ^φ				VE 36mm	
1014		"		接地幹線E D	IE 60 ^φ					

撤去(補助) (1 / 1)

配線表

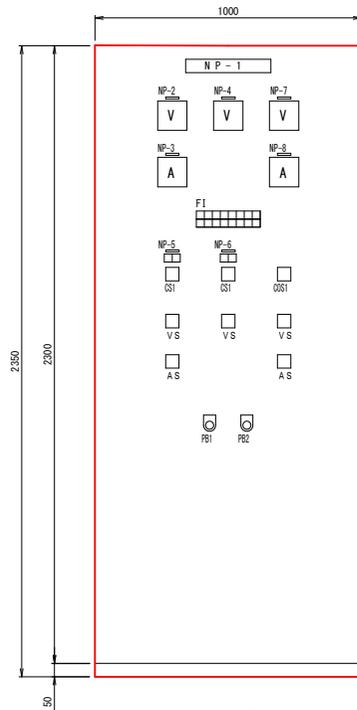
配線番号	自		至		配線仕様 種別、サイズ、芯数、本数	端 末		接地線 種別、サイズ	電 線 管 種別、サイズ、本数	備 考
	記号	名 称	記号	名 称		屋外	屋内			
R 1001		引込点	LM-1	引込開閉器盤	600v-CV 14 ^φ - 3C x 2		4		GP 36mm x 2	3φ、1φ
R 1002		発電機	LP-G	発電機盤	600v-CVT 150 ^φ		2 IV 22 ^φ			
R 1003	LM-1	引込開閉器盤	LP-1	低圧受電盤	600v-CV 14 ^φ - 3C x 2		4 IV 22 ^φ		PE 36mm x 2	3φ、1φ
R 1004	LP-G	発電機盤	LP-2	動力主幹盤	600v-CVT 150 ^φ		2 IV 22 ^φ			
R 1005	LP-1	低圧受電盤	L-1	建築付帯電灯盤	600v-CV 14 ^φ - 3C		2			
R 1006	LP-2	動力主幹盤	P-1	建築付帯動力盤	600v-CV 5.5 ^φ - 3C					
R 1007	LKP	現場総括盤	LP-G	発電機盤	CEE 3.5 ^φ - 2C x 2					
R 1008	"	"	"	"	CEE 1.25 ^φ - 20C					
R 1009	DCN	直流電源盤	"	"	600v-CE 3.5 ^φ - 2C					
R 1010	RY-1N	買電負荷設備補助継電器盤		空気槽圧力SW	CEE 1.25 ^φ - 4C				GP 22mm	

注 記

R: 既設ケーブルの撤去を示す。

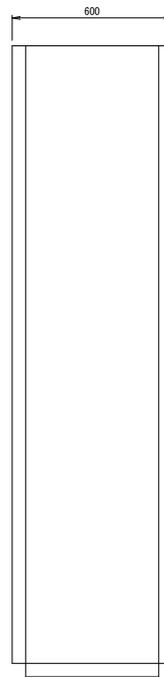
参 考

令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業			
雨宮排水ポンプ場自家発電設備及び受電設備改修工事			
番号	20/21	配線表	縮尺 S=NONE
千曲市雨宮排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
		照査	設計
千 曲 市 役 所			
設計会社		管理技術者	
		照査技術者	
測量会社		主任技術者	
調査会社		主任技術者	

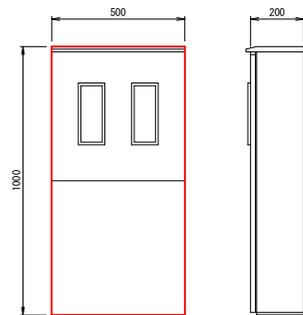


正面図

低圧受電盤
(LP-1N)



側面図



正面図

引込開閉器箱
(壁掛形)

側面図

凡例

記号	名称	備考
N P-1	低圧受電盤	
N P-2	3φ受電電圧	
N P-3	3φ受電電流	
N P-4	1φ受電電圧	
N P-5	動力DTMC	
N P-6	照明DTMC	
N P-7	自家発電電圧	
N P-8	自家発電電流	
VS	電圧切換スイッチ	
AS	電流切換スイッチ	
CS1	切換スイッチ(手動-自動)	
CS1	制御スイッチ(買電-自家発)	
PB1	押釦スイッチ(ランプテスト)	
PB2	押釦スイッチ(故障復帰)	

注記

1. 本図は今回を示す。
2. 盤寸法は、参考とする。

参考図

令和7年度 防災 千曲市公営下水道事業			
伊勢宮排水ポンプ場 自家発電設備及び受電設備改修工事			
番	号	図	紙
21	21	低圧受電盤外形図	S=1/10
千曲市伊勢宮排水ポンプ場			
千曲市 大字 雨宮			
千曲市役所			
設計会社		管理技術者	
測量会社		照査技術者	
調査会社		主任技術者	
		主任技術者	